

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号 平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号 平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号 平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号 平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号 平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号 平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号 平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号 平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号 平成29年3月9日厚生労働省発雇児0309第4号 平成29年9月5日厚生労働省発雇児第0905第2号 平成30年2月19日厚生労働省発雇児0219第2号 平成30年12月19日厚生労働省発雇児1219第2号 平成31年2月27日厚生労働省発雇児0227第2号 令和元年10月18日厚生労働省発雇児1018第2号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号 平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号 平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号 平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号 平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号 平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号 平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号 平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号 平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号 平成29年3月9日厚生労働省発雇児0309第4号 平成29年9月5日厚生労働省発雇児第0905第2号 平成30年2月19日厚生労働省発雇児0219第2号 平成30年12月19日厚生労働省発雇児1219第2号 平成31年2月27日厚生労働省発雇児0227第2号</p>

改正後	現 行
<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p> <p>なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6^{労働省}号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 (略) 1～4 (略)</p>	<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p> <p>なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6^{労働省}号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホー</p>

改正後	現 行
<p>5 (略)</p>	<p>ム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の月額)その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内</p>

改正後	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 「16/100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市、<u>東久留米市</u>とする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>閣府告示第49号。以下「告示」という。) 第1条第9号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表第一(以下「別表」という。)の級地が「一級地」とされている地域とする。</p> <p>(2) 「16/100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域(東久留米市を除く。)及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p>
<p>6～11 (略)</p>	<p>6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。</p> <p>7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。</p> <p>8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="114 1098 369 1166">第2 国庫負担額等 (略)</p>	<p data-bbox="1196 161 2152 424">童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。</p> <p data-bbox="1173 435 2168 580">9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。</p> <p data-bbox="1173 592 2168 895">10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。</p> <p data-bbox="1173 906 2152 1051">11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。</p> <p data-bbox="1173 1098 1429 1126">第2 国庫負担額等</p> <p data-bbox="1205 1137 1480 1166">1 国庫負担の基本額</p> <p data-bbox="1227 1177 2152 1441">この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額(個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額(当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。)から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p>

改正後

現 行

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

改正後	現 行
<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。</p> <p>また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「<u>17小規模かつ地域分散化加算費</u>」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>	<p>4 国庫負担金の返還</p> <p>国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p> <p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。</p> <p>この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。</p> <p>また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「<u>18社会的養護処遇改善加算費</u>」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後			現 行		
単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 配置改善加算 分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価	1 配置改善加算 分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価		児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価		乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価		児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価		一時保護所において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門 相談員加算分保 護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価	2 里親支援専門 相談員加算分保 護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価

改正後			現 行		
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価	3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価
	児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10：1以下の職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、上記保護単価×配置心理療法担当職員数		児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10：1以下の職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、上記保護単価×配置心理療法担当職員数
	児童心理治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9：1、8：1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×（配置心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数）		児童心理治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9：1、8：1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×（配置心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価	4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価	5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価

改正後			現 行		
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価	6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価	7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)	9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数	10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数

改正後			現 行		
11家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価	11家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価
削除	削除	削除	12寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(22)寒冷地加算分保護単価
削除	削除	削除	13事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(32)事務用採暖費加算分保護単価
12单身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	14单身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加	15民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加

改正後			現行		
		算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び <small>小規模かつ地域分散化加算分保護単価</small> の加算が行われている場合には、それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)			算分保護単価、 <small>寒冷地加算分保護単価</small> 、単身赴任手当加算分保護単価及び <small>事務用採暖費加算分保護単価</small> の加算が行われている場合には、それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
<u>14</u> 除雪費	豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年4月5日法律第73号) 第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の <u>(31)</u> 除雪費加算分保護単価	<u>16</u> 除雪費	豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年4月5日法律第73号) 第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の <u>(33)</u> 除雪費加算分保護単価
<u>15</u> 降灰除去費	活動火山対策特別措置法 (昭和48年7月24日法律第61号) 第 <u>23</u> 条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の <u>(32)</u> 降灰除去費加算分保護単価	<u>17</u> 降灰除去費	活動火山対策特別措置法 (昭和48年7月24日法律第61号) 第 <u>12</u> 条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の <u>(34)</u> 降灰除去費加算分保護単価
<u>16</u> 社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等 (以下「社会福祉事業団等」という。) 経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の <u>(33)</u> 社会的養護処遇改善加算分保護単価	<u>18</u> 社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等 (以下「社会福祉事業団等」という。) 経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の <u>(36)</u> 社会的養護処遇改善加算分保護単価

改正後			現行		
<u>17小規模かつ地域分散化加算費</u>	<u>児童養護施設が別に定める基準に該当する場合</u>	<u>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×実施か所数</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のポイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費、一時保護実施特別加算費及び<u>専門養育加算</u>を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p>			<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のポイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p>		
<p>(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、<u>小規模かつ地域分散化加算費</u>及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。</p>			<p>(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち<u>寒冷地加算分</u>、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、<u>事務用採暖費加算分</u>、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。</p>		
<p>(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について</p>			<p>(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち<u>寒冷地加算分</u>、<u>事務用採暖費加算分</u>、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養</p>		

改正後	現 行
<p>て「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から<u>(26)</u>までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法 1 (略)</p>	<p>護処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。</p> <p>(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から<u>(24)</u>までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法 1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。</p>

改正後	現 行
2 (略)	2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価 ×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員） （その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p>	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価 ×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員） （その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×[定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数]+2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数+3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p>	(1) 事務費			<p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×[定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数]+2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数+3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p>

改正後				現 行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合 については、初めて児童を 受託した日の属する月から 6ヶ月間は、その施設の月 額保護単価×その施設の定 員とし、それ以降について は、その施設の月額保護単 価×その施設のその月初日 の現員（その月初日におい て私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があ るときは、その数を控除し た数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価 ×その施設の定員（その月 初日において私的契約児及 び家庭裁判所からの補導委 託児等があるときは、その 数を控除した数）×支弁率 その支弁義務者の支弁すべ きその月初日の措置児童数 等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措 置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価 ×その協定人員（その月初 日において私的契約児及び</p>	(1) 事 務 費			<p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合 については、初めて児童を 受託した日の属する月から 6ヶ月間は、その施設の月 額保護単価×その施設の定 員とし、それ以降について は、その施設の月額保護単 価×その施設のその月初日 の現員（その月初日におい て私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があ るときは、その数を控除し た数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価 ×その施設の定員（その月 初日において私的契約児及 び家庭裁判所からの補導委 託児等があるときは、その 数を控除した数）×支弁率 その支弁義務者の支弁すべ きその月初日の措置児童数 等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措 置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価 ×その協定人員（その月初 日において私的契約児及び</p>

改正後				現 行			
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>家庭裁判所からの補導委託 児等があるときは、その数 を控除した数)</p> <p>イ その月初日において、児 童養護施設に乳児、1 歳 児、2 歳児又は年少児がそ れぞれ入所している場合に は、次の算式により算定し た額。</p> <p>なお、職員配置の改善を 行った場合には、月額保護 単価を施設に対応する乳児 加算分保護単価等に置き換 えて算定する。</p> <p>算式 乳児、1 歳児、2 歳児又は 年少児加算分月額保護単価 ×その月初日の乳児、1 歳 児、2 歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設、 乳児院が寒冷地手当支給規則 の一部を改正する省令（平成 16 年総務省令第 129 号）の施 行（平成 16 年 10 月 28 日） 前の寒冷地手当支給規則（昭 和 39 年総理府令第 33 号）別 表第 1 に掲げる旧 5 級地であ る地域に所在する場合であつ て、その月初日においてボー</p>	(1) 事 務 費			<p>家庭裁判所からの補導委託 児等があるときは、その数 を控除した数)</p> <p>イ その月初日において、児 童養護施設に乳児、1 歳 児、2 歳児又は年少児がそ れぞれ入所している場合に は、次の算式により算定し た額。</p> <p>なお、職員配置の改善を 行った場合には、月額保護 単価を施設に対応する乳児 加算分保護単価等に置き換 えて算定する。</p> <p>算式 乳児、1 歳児、2 歳児又は 年少児加算分月額保護単価 ×その月初日の乳児、1 歳 児、2 歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設、 乳児院が寒冷地手当支給規則 の一部を改正する省令（平成 16 年総務省令第 129 号）の施 行（平成 16 年 10 月 28 日） 前の寒冷地手当支給規則（昭 和 39 年総理府令第 33 号）別 表第 1 に掲げる旧 5 級地であ る地域に所在する場合であつ て、その月初日においてボー</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミ</p>	(1) 事務費			<p>ラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミ</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>リーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員</p> <p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ 10:1 以下の心理療法担当職員を配置した場合に</p>	(1) 事務費			<p>リーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員</p> <p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ 10:1 以下の心理療法担当職員を配置した場合に</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>においては、次の算式によって算出した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×心理療法担当職員数</p> <p>キ-3 児童心理治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担当職員を配置した場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×(心理療法担当職員数-別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施</p>	(1) 事務費			<p>においては、次の算式によって算出した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×心理療法担当職員数</p> <p>キ-3 児童心理治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担当職員を配置した場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×(心理療法担当職員数-別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数 コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>	(1) 事務費			<p>設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数 コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合又は一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額308,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p>	(1) 事務費			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合又は一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額308,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合</p>	(1) 事務費			<p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ (10 \text{ 円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生</p>	(1) 事務費			<p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ (10 \text{ 円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			労働省発障第 1218002 号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。	(1) 事務費			労働省発障第 1218002 号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。</p> <p>ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>	(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。</p> <p>ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>

改正後				現行																															
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																												
(2) 一般生活費	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 58,570 円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 50,760 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 50,760 円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,550 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 51,200 円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,550 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 58,830 円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 51,020 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 58,570 円	乳児以外分 50,760 円	児童自立支援施設	入所児分 50,760 円	通所児分 15,550 円	児童心理治療施設	入所児分 51,200 円	通所児分 15,550 円	里親	乳児分 58,830 円	乳児以外分 51,020 円	(2) 一般生活費	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 58,320 円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 50,540 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 50,540 円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,550 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 50,970 円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,550 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 58,570 円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 50,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 58,320 円	乳児以外分 50,540 円	児童自立支援施設	入所児分 50,540 円	通所児分 15,550 円	児童心理治療施設	入所児分 50,970 円	通所児分 15,550 円	里親	乳児分 58,570 円	乳児以外分 50,800 円
	施設種別	一般生活費(月額)																																	
児童養護施設	乳児分 58,570 円																																		
	乳児以外分 50,760 円																																		
児童自立支援施設	入所児分 50,760 円																																		
	通所児分 15,550 円																																		
児童心理治療施設	入所児分 51,200 円																																		
	通所児分 15,550 円																																		
里親	乳児分 58,830 円																																		
	乳児以外分 51,020 円																																		
施設種別	一般生活費(月額)																																		
児童養護施設	乳児分 58,320 円																																		
	乳児以外分 50,540 円																																		
児童自立支援施設	入所児分 50,540 円																																		
	通所児分 15,550 円																																		
児童心理治療施設	入所児分 50,970 円																																		
	通所児分 15,550 円																																		
里親	乳児分 58,570 円																																		
	乳児以外分 50,800 円																																		
母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 58,570 円 3才以上児分 50,760 円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 58,320 円 乳児以外分 50,760 円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 50,760 円 上記以外の者 11,060 円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,780 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470 円 3歳以上児 5,990 円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費 月額保護単価 102,630 円×	乳児院	3才未満児分 58,570 円 3才以上児分 50,760 円	ファミリーホーム	乳児分 58,320 円 乳児以外分 50,760 円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,760 円 上記以外の者 11,060 円	母子生活支援施設	入所者 3,780 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470 円 3歳以上児 5,990 円	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 58,320 円 3才以上児分 50,540 円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 58,320 円 乳児以外分 50,540 円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 50,540 円 上記以外の者 11,020 円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,780 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470 円 3歳以上児 5,990 円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費 月額保護単価 102,570 円×	乳児院	3才未満児分 58,320 円 3才以上児分 50,540 円	ファミリーホーム	乳児分 58,320 円 乳児以外分 50,540 円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,540 円 上記以外の者 11,020 円	母子生活支援施設	入所者 3,780 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470 円 3歳以上児 5,990 円														
乳児院	3才未満児分 58,570 円 3才以上児分 50,760 円																																		
ファミリーホーム	乳児分 58,320 円 乳児以外分 50,760 円																																		
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,760 円 上記以外の者 11,060 円																																		
母子生活支援施設	入所者 3,780 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470 円 3歳以上児 5,990 円																																		
乳児院	3才未満児分 58,320 円 3才以上児分 50,540 円																																		
ファミリーホーム	乳児分 58,320 円 乳児以外分 50,540 円																																		
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,540 円 上記以外の者 11,020 円																																		
母子生活支援施設	入所者 3,780 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470 円 3歳以上児 5,990 円																																		

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数 (2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。）又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数 (3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又	(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数 (2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。）又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数 (3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者)延人員数 (4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。 算式 (月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数 (注)10 円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 (5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。 算式</p>	(2) 一 般 生 活 費			<p>は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者)延人員数 (4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。 算式 (月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数 (注)10 円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 (5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。 算式</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数× <u>4,230円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×<u>5,720円</u>)</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数× <u>1,170円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×1,180円)</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数× <u>1,670円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,930円</u>)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円 (ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>	(2) 一 般 生 活 費			<p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数× <u>4,210円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×<u>5,690円</u>)</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数× <u>1,160円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×1,180円)</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数× <u>1,660円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,920円</u>)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円 (ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×5,600円	(2) 一般生活費	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×5,600円
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円	(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時的保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円	(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時的保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円

改正後				現 行					
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。	(5) 助産施設基本分保護費	ア	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。

改正後					現 行						
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄		
(5) 助産施設基本分保護費				<p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	(5) 助産施設基本分保護費				<p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>		
	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料		分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合にはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。				胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合にはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。

改正後				現 行					
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(ウ)	新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。	(5) 助産施設基本分保護費	(ウ)	新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
	(エ)	保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、16,000円を限度として支弁できる。		(エ)	保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、16,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児		幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児		幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(6) 幼稚園費		支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費	ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。	(6) 幼稚園費		支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費	ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(7)に限る)、自立援助ホーム(第3欄の(8)に限る)若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。	(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(7)に限る)、自立援助ホーム(第3欄の(8)に限る)若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。

改正後				現行																			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																
(7) 教育費		(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であつて、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円	(7) 教育費		(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であつて、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部																				
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円																				
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部																				
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円																				

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費			<p>乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200 円、中学校該当児 280 円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 61,150 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p>	(7) 教育費			<p>乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200 円、中学校該当児 280 円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 61,150 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費			算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)	(7) 教育費			算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後				現行													
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄										
(9) 見学旅行費	のものです、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見学旅行」をいう。)に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)	(9) 見学旅行費	のものです、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見学旅行」をいう。)に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,670円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,300円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>				学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,670円	中学校第3学年	60,300円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,490円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,590円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)
学年別	保護単価(年額)																
小学校第6学年	21,670円																
中学校第3学年	60,300円																
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																
学年別	保護単価(年額)																
小学校第6学年	21,490円																
中学校第3学年	57,590円																
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>57,400円</td> </tr> </tbody> </table>				学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	50,600円	中学校第1学年入学児童	57,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円
学年別	保護単価(年額)																
小学校第1学年入学児童	50,600円																
中学校第1学年入学児童	57,400円																
学年別	保護単価(年額)																
小学校第1学年入学児童	40,600円																
中学校第1学年入学児童	47,400円																

改正後				現行															
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄												
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）又は別に定めるもの（第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る）。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等 (2) <u>通学のための交通費</u> (3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、 <u>実費を合算した額。</u> 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <td>公 私 別</td> <td>保護単価 (月額)</td> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910 円</td> </tr> </table> 算式(2) <u>その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額</u>	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,910 円	私立高等学校	33,910 円	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(2)、(4)及び(5)に限る。(4)は中学生含む。）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、 <u>別に定めるところにより</u> 、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（第3欄の(3)、(4)及び(5)に限る）。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、 <u>通学費</u> 等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <td>公 私 別</td> <td>保護単価 (月額)</td> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910 円</td> </tr> </table>	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,910 円	私立高等学校	33,910 円
公 私 別	保護単価 (月額)																		
国・公立高等学校	22,910 円																		
私立高等学校	33,910 円																		
公 私 別	保護単価 (月額)																		
国・公立高等学校	22,910 円																		
私立高等学校	33,910 円																		

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費		<p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価 61,150 円を上限として、<u>実費を合算した額。</u></p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価 56,570 円を上限として、<u>実費を合算した額。</u> (対象児童は、<u>資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの</u>)</p> <p>算式(5) 補習費保護単価 <u>20,000 円</u> (高等学校第3学年は <u>25,000 円</u>) を上限として、<u>実費を合算した額。</u> (対象児童は、<u>学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの</u>)</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価 25,000 円を上限として、<u>実費を合算した額。</u> (対象児童は、<u>個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの</u>)</p>	(11) 特別育成費		<p>(4) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(5) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価 61,150 円 × <u>高等学校第1学年入学措置児童数</u></p> <p>算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価 56,570 円 × <u>該当児童数</u> (資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数)</p> <p>算式(4) 補習費保護単価 <u>15,000 円</u> × <u>該当児童数</u> (学習塾等を利用した児童であって別に定めるものの数)</p> <p>算式(5) 補習費特別保護単価 25,000 円 × <u>該当児童数</u> (個別学習支援を受けた児童であって別に定めるものの数)</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円×夏季等特別行事参加措置児童数	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <u>5,370</u> 円×12月初日の措置又は一時保護児童数	(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <u>5,350</u> 円×12月初日の措置又は一時保護児童数

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額 算式</p> <p>その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。</p> <p>なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>	(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額 算式</p> <p>その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。</p> <p>なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940 円 × その月の職業補導機関に通っている措置児童数	(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940 円 × その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) <u>冷暖房費</u>	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の <u>冷暖房費</u>	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、 <u>一時保護児においては、算式(3)により算定した額。</u>	(16) <u>児童用採暖費</u>	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の <u>冬期の採暖に必要な経費</u>	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 <u>ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</u>

改正後				現 行			
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(16) <u>冷 暖 房 費</u>			<p>算式(1) 次の表の<u>冷暖房費</u>級地別月額保 護単価×その月初日の措置児童 等数</p> <p>算式(2) 次の表の<u>冷暖房費</u>級地別月額保 護単価÷その月の開所日数×そ の月の通所した日数</p> <p>(注) 10 円未満の端数は切り捨て る。また、「開所日数」と は、日曜日、国民の祝日及び 休日を除いた日数をいう。</p> <p><u>算式(3)</u> <u>次の表の冷暖房費級地別月額保 護単価÷30.4×その月の一時保護 児延人員数</u></p>	(16) <u>児 童 用 採 暖 費</u>			<p>算式(1) 次の表の<u>児童用採暖費</u>級地別月 額保護単価×その月初日の措置 児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の<u>児童用採暖費</u>級地別月 額保護単価÷その月の開所日数 ×その月の通所した日数</p> <p>(注) 10 円未満の端数は切り捨て る。また、「開所日数」と は、日曜日、国民の祝日及び 休日を除いた日数をいう。</p>

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																										
(16) 冷暖房費			<p>冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>1級地</th> <th>2級地</th> <th>3級地</th> <th>4級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>5,290円</td> <td>4,980円</td> <td>4,920円</td> <td>3,780円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>6,080円</td> <td>5,700円</td> <td>5,630円</td> <td>4,330円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>3,640円</td> <td>3,490円</td> <td>3,450円</td> <td>2,760円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>2,440円</td> <td>2,240円</td> <td>2,210円</td> <td>1,660円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>8,780円</td> <td>8,130円</td> <td>8,020円</td> <td>6,240円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td>6,520円</td> <td>6,090円</td> <td>6,010円</td> <td>4,640円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>一時保護所</td> <td>4,740円</td> <td>4,470円</td> <td>4,420円</td> <td>3,530円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>4,840円</td> <td>4,580円</td> <td>4,530円</td> <td>3,460円</td> <td>870円</td> </tr> </tbody> </table>					施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他	児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円	児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円	里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円	母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円	乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円	児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円	一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円	ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円
施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他																																																								
児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円																																																								
児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円																																																								
里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円																																																								
母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円																																																								
乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円																																																								
児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円																																																								
一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円																																																								
ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円																																																								

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																											
(16) 児童用採暖費			<p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム(別に定める基準に該当する場合)ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,270円</td> <td>7,690円</td> <td>1,210円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,570円</td> <td>6,030円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,600円</td> <td>3,830円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,680円</td> <td>2,790円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,340円</td> <td>1,340円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>				施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム(別に定める基準に該当する場合)ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部	旧5級地	7,270円	7,690円	1,210円	旧4級地	5,570円	6,030円	1,020円	旧3級地	3,600円	3,830円	630円	旧2級地	2,680円	2,790円	400円	その他の地域	1,340円	1,340円	200円
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム(別に定める基準に該当する場合)ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部																											
旧5級地	7,270円	7,690円	1,210円																											
旧4級地	5,570円	6,030円	1,020円																											
旧3級地	3,600円	3,830円	630円																											
旧2級地	2,680円	2,790円	400円																											
その他の地域	1,340円	1,340円	200円																											

改正後				現 行														
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄											
			<table border="1"> <tr> <td>自立 援助 ホー ムA</td> <td>5,850 円</td> <td>5,490 円</td> <td>5,420 円</td> <td>4,170 円</td> <td>870 円</td> </tr> <tr> <td>自立 援助 ホー ムB</td> <td>2,810 円</td> <td>2,580 円</td> <td>2,540 円</td> <td>1,870 円</td> <td>130 円</td> </tr> </table> <p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、<u>国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</u></p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) <u>児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</u></p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とすること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（</u></p>	自立 援助 ホー ムA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円	自立 援助 ホー ムB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円			<p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</u></p>
自立 援助 ホー ムA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円													
自立 援助 ホー ムB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円													

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																		
(16) 冷 暖 房 費			<p>平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。</p> <table border="1" data-bbox="633 592 1104 1339"> <thead> <tr> <th>級地別 施設種別</th> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>450 円</td> <td>380 円</td> <td>240 円</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>2,890 円</td> <td>2,270 円</td> <td>1,440 円</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> <tr> <td>一時保護所</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホームA</td> <td>2,730 円</td> <td>2,090 円</td> <td>1,350 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> </tbody> </table>	級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円	乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円	児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	自立援助ホームA	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円	(16) 児 童 用 採 暖 費			
級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																					
児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					
児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					
里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					
母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円																																																					
乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円																																																					
児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					
一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					
ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					
自立援助ホームA	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,370 円																																																					

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 自大立学生進生活学支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。な	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数	(18) 自大立学生進生活学支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。な	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自大立学生進活学支等度費	お、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。		算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 194,930 円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数	(18) 自大立学生進活学支等度費	お、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。		算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 194,930 円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が 158,350 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 158,350 円×死亡児数	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のな経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が 158,350 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 158,350 円×死亡児数
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 86,000 円×1人 ただし、二人目以降は 43,000 円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 137,000 円×1人 ただし、二人目は 94,000 円×1人	(21) 里親手当 ・ 里親受託支度費	里親委託児童	<u>次に掲げる経費</u> <u>(1) その児童に係る委託手当</u> <u>(2) 新たに措置した際に必要な経費</u>	次の算式によって算定した額の合算額。 <u>ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。</u> 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価 86,000 円×1人 ただし、二人目以降は 43,000 円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 137,000 円×1人 ただし、二人目は 94,000 円×1人 <u>算式(2)</u> <u>里親受託支度費 1件当たり保護単価 43,820 円×新規委託措置児童数</u>
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数 （通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童 （通院する児童であって別に定めるものの数）	(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数 （通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童 （通院する児童であって別に定めるものの数）

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(23) 受託支度費	<u>里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童</u>	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 <u>里親委託児童又はファミリーホーム入所児童</u> 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数 <u>自立援助ホーム入所児童</u> 算式(2) <u>受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童であって別に定める基準に該当する者の数</u>	(23) <u>ファミリーホーム</u> 受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 <u>ファミリーホーム</u> 受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額 4,500円	(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額 4,500円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費	(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(25) 予防接種費	児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。			(25) 予防接種費	児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。		
(26) 通一学時送迎護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額 1,860 円	(26) 通一学時送迎護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額 1,860 円
3 (略)				3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。			
第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額				第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額			

改正後					現 行				
<p>の年間の合算額とすること。 ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。</p>					<p>の年間の合算額とすること。 ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。</p>				
表 1 児童入所施設徴収金基準額表 (令和元年6月30日まで)					表 児童入所施設徴収金基準額表				
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設		母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 児童心理治療施設 通所部 自立援助ホーム	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設		母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 児童心理治療施設 通所部 自立援助ホーム
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)		階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円		A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100		B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	2,200	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	2,200	均等割の額のみ (所得割のない世帯)
C 2	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,600	3,300	所得割の額がある世帯	C 2	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,600	3,300	所得割の額がある世帯
D 1	A階層及びB階層を除き前年分	9,000	4,500	15,000円以下	D 1	A階層及びB階層を除き前年分	9,000	4,500	15,000円以下

改正後					現 行				
D 2	の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,001 円から 40,000 円まで	13,500	6,700	D 2	の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,001 円から 40,000 円まで	13,500	6,700
D 3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700	9,300	D 3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700	9,300
D 4		70,001 円から 183,000 円まで	29,000	14,500	D 4		70,001 円から 183,000 円まで	29,000	14,500
D 5		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。)	20,600	D 5		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。)	20,600
D 6		403,001円から 703,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 27,100 円を超えるときは 27,100 円とする。)	D 6		403,001円から 703,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 27,100 円を超えるときは 27,100 円とする。)
D 7		703,001 円から 1,078,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 34,300 円を超えるときは 34,300 円とする。)	D 7		703,001 円から 1,078,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 34,300 円を超えるときは 34,300 円とする。)
D 8		1,078,001 円から 1,632,000 円まで	その月のその措置児童等にかか	その月のその入所世帯にかかる措置	D 8		1,078,001 円から 1,632,000 円まで	その月のその措置児童等にかか	その月のその入所世帯にかかる措置

改正後				現 行					
			る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)			る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)	
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)	D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)	D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D 11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは	D 11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは

改正後					現 行				
			円を超えるときは 143,800円とする。)	71,900円とする。)				円を超えるときは 143,800円とする。)	71,900円とする。)
D 12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)	D 12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D 13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)	D 13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D 14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収	D 14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

改正後		現 行	
備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2） 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p>	備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2） 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p>

改正後		現 行	
備	<p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p>	備	<p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p>
考	<p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p>	考	<p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p>

改正後	現 行
<p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>（4）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（1）又は（3）に該当する場合にあっては26万円を、（2）に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（1）又は（3）に該当する場合にあっては27万円を（2）に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</p> <p>（1）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）</p> <p>（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>（3）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの</p>	<p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>（4）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、（1）又は（3）に該当する場合にあっては26万円を、（2）に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、（1）又は（3）に該当する場合にあっては27万円を、（2）に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</p> <p>（1）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）</p> <p>（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>（3）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの</p>

改正後

現 行

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

改正後		現 行	
<p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000 円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合にあつては 50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>	<p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000 円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合にあつては 50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>		

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

階層区分	定 義	入所施設	
		徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
		母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 児童心理治療施設 通所部 自立援助ホーム	

(新規)

改正後				現 行	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500	2,200	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000 円以下	6,600	3,300	
D 2		9,001円から 27,000 円まで	9,000	4,500	
D 3		27,001円から 57,000 円まで	13,500	6,700	
D 4		57,001円から 93,000 円まで	18,700	9,300	
D 5		93,001円から 177,300 円まで	29,000	14,500	
D 6		177,301円から 258,100 円まで			その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。)
					20,600

改正後

現 行

<u>D</u> <u>7</u>	<u>258,101円から</u> <u>348,100 円まで</u>	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>54,200円</u> を超えるときは <u>54,200円</u> とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>27,100円</u> を超えるときは <u>27,100円</u> とする。)
<u>D</u> <u>8</u>	<u>348,101円から</u> <u>456,100 円まで</u>	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>68,700円</u> を超えるときは <u>68,700円</u> とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>34,300円</u> を超えるときは <u>34,300円</u> とする。)
<u>D</u> <u>9</u>	<u>456,101円から</u> <u>583,200 円まで</u>	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>85,000円</u> を超えるときは <u>85,000円</u> とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>42,500円</u> を超えるときは <u>42,500円</u> とする。)
<u>D</u> <u>10</u>	<u>583,201円から</u> <u>704,000 円まで</u>	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>102,900円</u> を超えるときは <u>102,900円</u> とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が <u>51,400円</u> を超えるときは <u>51,400円</u> とする。)

改正後

現 行

<u>D</u> <u>11</u>	<u>704,001円から</u> <u>852,000 円まで</u>	<u>その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。)</u>	<u>その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 61,200 円を超えるときは 61,200 円とする。)</u>
<u>D</u> <u>12</u>	<u>852,001円から</u> <u>1,044,000 円まで</u>	<u>その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。)</u>	<u>その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 71,900 円を超えるときは 71,900 円とする。)</u>
<u>D</u> <u>13</u>	<u>1,044,001円から</u> <u>1,225,500 円まで</u>	<u>その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。)</u>	<u>その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは 83,300 円とする。)</u>
<u>D</u> <u>14</u>	<u>1,225,501円から</u> <u>1,426,500 円まで</u>	<u>その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収</u>	<u>その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、</u>

改正後				現 行	
			その額が 191,200円を超 えるときは 191,200円とす る。)	その額が 95,600 円 を超えるときは 95,600 円とす る。)	
<u>D</u> <u>15</u>		<u>1,426,501 円以上</u>	<u>全額徴収</u>	<u>全額徴収</u>	
備 考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>				
	<p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとも可能とする。</p>				
	<p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p>				
	<p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p>				

改正後

現行

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

改正後

現 行

6 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（１）又は（３）に該当する場合にあつては26万円を、（２）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

（１）婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）

（２）（１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（３）婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設

備

考

改正後

現 行

入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第 24 条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療又は第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。

8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。

9 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第 22 条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分が D 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは D 階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分が A 階層及び B 階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適

改正後	現 行
<p><u>正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</u></p> <p><u>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</u></p> <p><u>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</u></p>	
<p>2 各月の支弁額の算定方法 (略)</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。 算 式 (1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単</p>

改正後	現 行
<p>第6 端数計算の方法 (略)</p> <p>第7 保護単価等の特例措置 (略)</p> <p>第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置 (略)</p>	<p>価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目 (里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。) のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算 式 (2)</p> <p>[(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法</p> <p>この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p> <p>また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。</p> <p>第7 保護単価等の特例措置</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置</p> <p>児童福祉法の一部改正 (平成16年法律第153号) により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後									現行								
別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設									別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,760	309,330	307,230	300,900	296,690	288,260	281,940	275,620	20人まで	317,370	308,950	306,850	300,540	296,330	287,910	281,600	275,290
21～25人	279,990	272,540	270,680	265,090	261,360	253,910	248,320	242,730	21～25人	279,650	272,200	270,340	264,760	261,040	253,600	248,020	242,440
26～30	242,220	235,740	234,120	229,270	226,030	219,550	214,700	209,840	26～30	241,920	235,450	233,840	228,990	225,750	219,290	214,440	209,590
31～35	226,200	220,140	218,620	214,070	211,030	204,970	200,430	195,870	31～35	225,930	219,870	218,350	213,810	210,780	204,730	200,180	195,630
36～40	210,190	204,530	203,120	198,880	196,050	190,390	186,150	181,920	36～40	209,930	204,290	202,870	198,630	195,810	190,160	185,930	181,690
41～45	206,080	200,480	199,070	194,860	192,060	186,450	182,240	178,040	41～45	205,830	200,230	198,830	194,620	191,820	186,220	182,020	177,820
46～50	180,430	175,520	174,290	170,600	168,150	163,230	159,550	155,860	46～50	180,210	175,300	174,070	170,390	167,940	163,030	159,350	155,670
51～55	175,930	171,130	169,930	166,330	163,930	159,140	155,540	151,940	51～55	175,710	170,920	169,720	166,120	163,730	158,940	155,350	151,750
56～60	171,420	166,740	165,570	162,060	159,720	155,040	151,530	148,020	56～60	171,210	166,530	165,360	161,860	159,520	154,850	151,340	147,840
61～65	167,100	162,530	161,390	157,960	155,680	151,120	147,690	144,270	61～65	166,890	162,330	161,190	157,770	155,490	150,930	147,520	144,090
66～70	162,770	158,320	157,210	153,870	151,650	147,190	143,860	140,520	66～70	162,570	158,120	157,010	153,680	151,460	147,010	143,680	140,350
71～75	158,910	154,560	153,470	150,210	148,040	143,690	140,430	137,170	71～75	158,710	154,370	153,280	150,030	147,860	143,520	140,260	137,010
76～80	155,040	150,800	149,740	146,560	144,430	140,190	137,010	133,820	76～80	154,850	150,610	149,550	146,370	144,260	140,020	136,840	133,660
81～85	152,240	148,080	147,030	143,900	141,820	137,650	134,520	131,390	81～85	152,060	147,890	146,850	143,730	141,650	137,480	134,360	131,240
86～90	149,440	145,350	144,320	141,250	139,200	135,100	132,030	128,960	86～90	149,260	145,170	144,150	141,080	139,030	134,940	131,870	128,810
91～95	146,360	142,360	141,360	138,350	136,350	132,340	129,340	126,340	91～95	146,190	142,180	141,190	138,180	136,190	132,180	129,180	126,190
96～100	143,280	139,370	138,390	135,460	133,500	129,590	126,650	123,720	96～100	143,110	139,200	138,220	135,290	133,340	129,430	126,500	123,570
101～105	141,730	137,860	136,890	133,980	132,040	128,160	125,260	122,350	101～105	141,560	137,690	136,720	133,820	131,880	128,010	125,110	122,210
106～110	140,180	136,340	135,380	132,500	130,590	126,750	123,880	120,990	106～110	140,010	136,170	135,220	132,340	130,430	126,600	123,730	120,850
111～115	138,620	134,820	133,870	131,020	129,130	125,330	122,480	119,630	111～115	138,450	134,650	133,710	130,860	128,970	125,180	122,330	119,490
116～120	137,050	133,290	132,350	129,540	127,660	123,900	121,090	118,270	116～120	136,880	133,130	132,190	129,380	127,500	123,750	120,940	118,130
121～125	135,640	131,920	130,990	128,190	126,340	122,610	119,820	117,030	121～125	135,470	131,750	130,830	128,040	126,180	122,460	119,670	116,890
126～130	134,220	130,540	129,610	126,850	125,010	121,320	118,550	115,790	126～130	134,060	130,380	129,460	126,700	124,860	121,170	118,410	115,650
131～135	133,320	129,650	128,730	125,990	124,150	120,490	117,740	114,990	131～135	133,160	129,500	128,580	125,830	124,000	120,340	117,600	114,860
136～140	132,420	128,770	127,860	125,120	123,300	119,660	116,930	114,200	136～140	132,250	128,610	127,700	124,970	123,150	119,510	116,790	114,060
141～145	131,110	127,500	126,590	123,880	122,080	118,460	115,750	113,050	141～145	130,950	127,340	126,440	123,730	121,930	118,320	115,610	112,910
146～150	129,800	126,220	125,320	122,640	120,850	117,270	114,590	111,900	146～150	129,640	126,060	125,170	122,490	120,700	117,130	114,450	111,770
151人以上	129,150	125,590	124,690	122,030	120,240	116,680	114,010	111,340	151人以上	128,990	125,430	124,540	121,880	120,100	116,540	113,870	111,200

改正後

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>338,290</u>	<u>329,200</u>	<u>326,930</u>	<u>320,120</u>	<u>315,580</u>	<u>306,490</u>	<u>299,680</u>	<u>292,870</u>
21～25人	<u>297,090</u>	<u>289,100</u>	<u>287,100</u>	<u>281,100</u>	<u>277,100</u>	<u>269,100</u>	<u>263,100</u>	<u>257,110</u>
26～30	<u>255,900</u>	<u>248,990</u>	<u>247,260</u>	<u>242,080</u>	<u>238,620</u>	<u>231,710</u>	<u>226,520</u>	<u>221,340</u>
31～35	<u>238,400</u>	<u>231,950</u>	<u>230,330</u>	<u>225,490</u>	<u>222,270</u>	<u>215,810</u>	<u>210,970</u>	<u>206,130</u>
36～40	<u>220,900</u>	<u>214,910</u>	<u>213,410</u>	<u>208,910</u>	<u>205,910</u>	<u>199,920</u>	<u>195,420</u>	<u>190,920</u>

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>236,680</u>	<u>231,520</u>	<u>230,220</u>	<u>226,350</u>	<u>223,760</u>	<u>218,590</u>	<u>214,720</u>	<u>210,840</u>

現行

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>337,860</u>	<u>328,790</u>	<u>326,530</u>	<u>319,720</u>	<u>315,190</u>	<u>306,120</u>	<u>299,310</u>	<u>292,510</u>
21～25人	<u>296,720</u>	<u>288,740</u>	<u>286,740</u>	<u>280,750</u>	<u>276,760</u>	<u>268,770</u>	<u>262,780</u>	<u>256,790</u>
26～30	<u>255,580</u>	<u>248,680</u>	<u>246,950</u>	<u>241,780</u>	<u>238,330</u>	<u>231,420</u>	<u>226,250</u>	<u>221,070</u>
31～35	<u>238,100</u>	<u>231,660</u>	<u>230,050</u>	<u>225,210</u>	<u>221,990</u>	<u>215,550</u>	<u>210,710</u>	<u>205,880</u>
36～40	<u>220,640</u>	<u>214,650</u>	<u>213,150</u>	<u>208,660</u>	<u>205,660</u>	<u>199,670</u>	<u>195,180</u>	<u>190,690</u>

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>236,470</u>	<u>231,300</u>	<u>230,010</u>	<u>226,140</u>	<u>223,560</u>	<u>218,400</u>	<u>214,530</u>	<u>210,660</u>

改正後

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>282,160</u>	<u>275,120</u>	<u>273,360</u>	<u>268,090</u>	<u>264,570</u>	<u>257,530</u>	<u>252,260</u>	<u>246,980</u>
31～35人	<u>266,060</u>	<u>259,370</u>	<u>257,700</u>	<u>252,680</u>	<u>249,340</u>	<u>242,650</u>	<u>237,640</u>	<u>232,630</u>
36～40	<u>249,960</u>	<u>243,630</u>	<u>242,040</u>	<u>237,290</u>	<u>234,120</u>	<u>227,780</u>	<u>223,020</u>	<u>218,270</u>
41～45	<u>246,210</u>	<u>239,850</u>	<u>238,260</u>	<u>233,500</u>	<u>230,320</u>	<u>223,960</u>	<u>219,200</u>	<u>214,430</u>
46～50	<u>231,730</u>	<u>225,700</u>	<u>224,200</u>	<u>219,670</u>	<u>216,660</u>	<u>210,630</u>	<u>206,100</u>	<u>201,580</u>
51～55	<u>225,800</u>	<u>219,900</u>	<u>218,420</u>	<u>214,000</u>	<u>211,050</u>	<u>205,150</u>	<u>200,730</u>	<u>196,310</u>
56～60	<u>219,870</u>	<u>214,110</u>	<u>212,660</u>	<u>208,340</u>	<u>205,460</u>	<u>199,700</u>	<u>195,370</u>	<u>191,050</u>
61～65	<u>214,920</u>	<u>209,270</u>	<u>207,850</u>	<u>203,610</u>	<u>200,780</u>	<u>195,120</u>	<u>190,880</u>	<u>186,640</u>
66～70	<u>209,980</u>	<u>204,430</u>	<u>203,040</u>	<u>198,880</u>	<u>196,100</u>	<u>190,550</u>	<u>186,390</u>	<u>182,230</u>
71～75	<u>205,440</u>	<u>199,990</u>	<u>198,620</u>	<u>194,540</u>	<u>191,810</u>	<u>186,360</u>	<u>182,270</u>	<u>178,180</u>
76～80	<u>200,900</u>	<u>195,550</u>	<u>194,210</u>	<u>190,200</u>	<u>187,520</u>	<u>182,160</u>	<u>178,150</u>	<u>174,140</u>
81～85	<u>197,670</u>	<u>192,380</u>	<u>191,060</u>	<u>187,100</u>	<u>184,450</u>	<u>179,160</u>	<u>175,190</u>	<u>171,230</u>
86～90	<u>194,440</u>	<u>189,220</u>	<u>187,910</u>	<u>183,990</u>	<u>181,380</u>	<u>176,150</u>	<u>172,230</u>	<u>168,310</u>
91～95	<u>190,950</u>	<u>185,790</u>	<u>184,500</u>	<u>180,630</u>	<u>178,050</u>	<u>172,880</u>	<u>169,010</u>	<u>165,140</u>
96～100	<u>187,460</u>	<u>182,360</u>	<u>181,090</u>	<u>177,260</u>	<u>174,720</u>	<u>169,620</u>	<u>165,800</u>	<u>161,980</u>
101～105	<u>186,000</u>	<u>180,940</u>	<u>179,680</u>	<u>175,890</u>	<u>173,350</u>	<u>168,300</u>	<u>164,510</u>	<u>160,710</u>
106～110	<u>184,540</u>	<u>179,530</u>	<u>178,270</u>	<u>174,510</u>	<u>172,000</u>	<u>166,980</u>	<u>163,220</u>	<u>159,460</u>
111～115	<u>182,810</u>	<u>177,830</u>	<u>176,590</u>	<u>172,860</u>	<u>170,360</u>	<u>165,390</u>	<u>161,650</u>	<u>157,920</u>
116～120	<u>181,070</u>	<u>176,130</u>	<u>174,900</u>	<u>171,200</u>	<u>168,730</u>	<u>163,800</u>	<u>160,100</u>	<u>156,400</u>
121～125	<u>180,010</u>	<u>175,100</u>	<u>173,870</u>	<u>170,190</u>	<u>167,730</u>	<u>162,820</u>	<u>159,130</u>	<u>155,450</u>
126～130	<u>178,960</u>	<u>174,070</u>	<u>172,850</u>	<u>169,170</u>	<u>166,730</u>	<u>161,840</u>	<u>158,170</u>	<u>154,500</u>
131～135	<u>177,600</u>	<u>172,740</u>	<u>171,530</u>	<u>167,880</u>	<u>165,460</u>	<u>160,590</u>	<u>156,950</u>	<u>153,300</u>
136～140	<u>176,250</u>	<u>171,410</u>	<u>170,210</u>	<u>166,590</u>	<u>164,180</u>	<u>159,340</u>	<u>155,720</u>	<u>152,110</u>
141～145	<u>175,160</u>	<u>170,350</u>	<u>169,150</u>	<u>165,550</u>	<u>163,130</u>	<u>158,330</u>	<u>154,720</u>	<u>151,110</u>
146～150	<u>174,080</u>	<u>169,290</u>	<u>168,090</u>	<u>164,500</u>	<u>162,100</u>	<u>157,310</u>	<u>153,720</u>	<u>150,130</u>
151人以上	<u>173,160</u>	<u>168,390</u>	<u>167,200</u>	<u>163,620</u>	<u>161,240</u>	<u>156,480</u>	<u>152,900</u>	<u>149,320</u>

現行

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>281,850</u>	<u>274,820</u>	<u>273,070</u>	<u>267,800</u>	<u>264,290</u>	<u>257,260</u>	<u>251,990</u>	<u>246,720</u>
31～35人	<u>265,770</u>	<u>259,090</u>	<u>257,420</u>	<u>252,410</u>	<u>249,070</u>	<u>242,390</u>	<u>237,390</u>	<u>232,380</u>
36～40	<u>249,700</u>	<u>243,360</u>	<u>241,780</u>	<u>237,030</u>	<u>233,860</u>	<u>227,540</u>	<u>222,780</u>	<u>218,040</u>
41～45	<u>245,940</u>	<u>239,580</u>	<u>238,000</u>	<u>233,240</u>	<u>230,070</u>	<u>223,720</u>	<u>218,960</u>	<u>214,190</u>
46～50	<u>231,480</u>	<u>225,450</u>	<u>223,950</u>	<u>219,430</u>	<u>216,420</u>	<u>210,400</u>	<u>205,880</u>	<u>201,360</u>
51～55	<u>225,550</u>	<u>219,660</u>	<u>218,190</u>	<u>213,770</u>	<u>210,820</u>	<u>204,930</u>	<u>200,520</u>	<u>196,100</u>
56～60	<u>219,620</u>	<u>213,860</u>	<u>212,430</u>	<u>208,110</u>	<u>205,230</u>	<u>199,470</u>	<u>195,160</u>	<u>190,840</u>
61～65	<u>214,690</u>	<u>209,040</u>	<u>207,620</u>	<u>203,380</u>	<u>200,560</u>	<u>194,910</u>	<u>190,670</u>	<u>186,430</u>
66～70	<u>209,750</u>	<u>204,210</u>	<u>202,820</u>	<u>198,660</u>	<u>195,890</u>	<u>190,340</u>	<u>186,180</u>	<u>182,030</u>
71～75	<u>205,210</u>	<u>199,770</u>	<u>198,410</u>	<u>194,320</u>	<u>191,600</u>	<u>186,160</u>	<u>182,070</u>	<u>177,990</u>
76～80	<u>200,680</u>	<u>195,330</u>	<u>193,990</u>	<u>189,980</u>	<u>187,310</u>	<u>181,970</u>	<u>177,960</u>	<u>173,950</u>
81～85	<u>197,460</u>	<u>192,170</u>	<u>190,850</u>	<u>186,890</u>	<u>184,240</u>	<u>178,960</u>	<u>175,000</u>	<u>171,040</u>
86～90	<u>194,230</u>	<u>189,010</u>	<u>187,700</u>	<u>183,790</u>	<u>181,180</u>	<u>175,960</u>	<u>172,040</u>	<u>168,130</u>
91～95	<u>190,740</u>	<u>185,580</u>	<u>184,290</u>	<u>180,420</u>	<u>177,850</u>	<u>172,690</u>	<u>168,830</u>	<u>164,960</u>
96～100	<u>187,250</u>	<u>182,160</u>	<u>180,880</u>	<u>177,070</u>	<u>174,520</u>	<u>169,430</u>	<u>165,620</u>	<u>161,800</u>
101～105	<u>185,790</u>	<u>180,740</u>	<u>179,480</u>	<u>175,690</u>	<u>173,160</u>	<u>168,110</u>	<u>164,330</u>	<u>160,530</u>
106～110	<u>184,330</u>	<u>179,320</u>	<u>178,070</u>	<u>174,320</u>	<u>171,810</u>	<u>166,790</u>	<u>163,040</u>	<u>159,280</u>
111～115	<u>182,600</u>	<u>177,630</u>	<u>176,390</u>	<u>172,660</u>	<u>170,170</u>	<u>165,200</u>	<u>161,470</u>	<u>157,750</u>
116～120	<u>180,860</u>	<u>175,930</u>	<u>174,700</u>	<u>171,000</u>	<u>168,540</u>	<u>163,610</u>	<u>159,920</u>	<u>156,220</u>
121～125	<u>179,810</u>	<u>174,910</u>	<u>173,670</u>	<u>170,000</u>	<u>167,540</u>	<u>162,630</u>	<u>158,960</u>	<u>155,280</u>
126～130	<u>178,760</u>	<u>173,870</u>	<u>172,650</u>	<u>168,990</u>	<u>166,540</u>	<u>161,660</u>	<u>157,990</u>	<u>154,330</u>
131～135	<u>177,400</u>	<u>172,550</u>	<u>171,340</u>	<u>167,700</u>	<u>165,270</u>	<u>160,410</u>	<u>156,780</u>	<u>153,130</u>
136～140	<u>176,040</u>	<u>171,220</u>	<u>170,020</u>	<u>166,400</u>	<u>163,990</u>	<u>159,170</u>	<u>155,550</u>	<u>151,940</u>
141～145	<u>174,960</u>	<u>170,160</u>	<u>168,960</u>	<u>165,360</u>	<u>162,950</u>	<u>158,150</u>	<u>154,550</u>	<u>150,940</u>
146～150	<u>173,880</u>	<u>169,100</u>	<u>167,900</u>	<u>164,310</u>	<u>161,920</u>	<u>157,130</u>	<u>153,550</u>	<u>149,960</u>
151人以上	<u>172,970</u>	<u>168,200</u>	<u>167,010</u>	<u>163,440</u>	<u>161,060</u>	<u>156,300</u>	<u>152,720</u>	<u>149,150</u>

改正後

現行

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>834,170</u>	<u>811,930</u>	<u>806,360</u>	<u>789,680</u>	<u>778,560</u>	<u>756,310</u>	<u>739,630</u>	<u>722,940</u>
11～15人	<u>659,840</u>	<u>642,070</u>	<u>637,620</u>	<u>624,290</u>	<u>615,400</u>	<u>597,620</u>	<u>584,280</u>	<u>570,950</u>
16～20	<u>588,210</u>	<u>572,000</u>	<u>567,950</u>	<u>555,790</u>	<u>547,680</u>	<u>531,470</u>	<u>519,310</u>	<u>507,150</u>
21～25	<u>514,320</u>	<u>500,100</u>	<u>496,550</u>	<u>485,890</u>	<u>478,780</u>	<u>464,560</u>	<u>453,900</u>	<u>443,230</u>
26～30	<u>494,540</u>	<u>480,820</u>	<u>477,390</u>	<u>467,100</u>	<u>460,240</u>	<u>446,520</u>	<u>436,230</u>	<u>425,940</u>
31～35	<u>480,100</u>	<u>466,760</u>	<u>463,430</u>	<u>453,420</u>	<u>446,750</u>	<u>433,400</u>	<u>423,390</u>	<u>413,380</u>
36～40	<u>465,680</u>	<u>452,710</u>	<u>449,470</u>	<u>439,740</u>	<u>433,260</u>	<u>420,280</u>	<u>410,560</u>	<u>400,830</u>
41～45	<u>453,280</u>	<u>440,630</u>	<u>437,470</u>	<u>427,990</u>	<u>421,660</u>	<u>409,020</u>	<u>399,530</u>	<u>390,040</u>
46～50	<u>440,880</u>	<u>428,560</u>	<u>425,480</u>	<u>416,230</u>	<u>410,070</u>	<u>397,750</u>	<u>388,500</u>	<u>379,260</u>
51～55	<u>435,780</u>	<u>423,590</u>	<u>420,540</u>	<u>411,390</u>	<u>405,300</u>	<u>393,110</u>	<u>383,960</u>	<u>374,830</u>
56～60	<u>430,680</u>	<u>418,620</u>	<u>415,600</u>	<u>406,560</u>	<u>400,540</u>	<u>388,470</u>	<u>379,430</u>	<u>370,390</u>
61～65	<u>426,070</u>	<u>414,140</u>	<u>411,150</u>	<u>402,200</u>	<u>396,230</u>	<u>384,300</u>	<u>375,340</u>	<u>366,390</u>
66～70	<u>421,470</u>	<u>409,660</u>	<u>406,700</u>	<u>397,840</u>	<u>391,930</u>	<u>380,120</u>	<u>371,250</u>	<u>362,400</u>
71～75	<u>417,390</u>	<u>405,680</u>	<u>402,760</u>	<u>393,980</u>	<u>388,120</u>	<u>376,410</u>	<u>367,630</u>	<u>358,850</u>
76～80	<u>413,310</u>	<u>401,710</u>	<u>398,810</u>	<u>390,110</u>	<u>384,310</u>	<u>372,700</u>	<u>364,000</u>	<u>355,300</u>
81～85	<u>409,390</u>	<u>397,890</u>	<u>395,020</u>	<u>386,390</u>	<u>380,650</u>	<u>369,140</u>	<u>360,520</u>	<u>351,890</u>
86～90	<u>405,470</u>	<u>394,080</u>	<u>391,230</u>	<u>382,680</u>	<u>376,980</u>	<u>365,590</u>	<u>357,040</u>	<u>348,490</u>
91人以上	<u>401,160</u>	<u>389,880</u>	<u>387,060</u>	<u>378,600</u>	<u>372,960</u>	<u>361,680</u>	<u>353,220</u>	<u>344,760</u>

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>833,160</u>	<u>810,950</u>	<u>805,390</u>	<u>788,730</u>	<u>777,620</u>	<u>755,410</u>	<u>738,740</u>	<u>722,080</u>
11～15人	<u>659,040</u>	<u>641,290</u>	<u>636,850</u>	<u>623,530</u>	<u>614,650</u>	<u>596,900</u>	<u>583,580</u>	<u>570,270</u>
16～20	<u>587,480</u>	<u>571,290</u>	<u>567,240</u>	<u>555,100</u>	<u>547,000</u>	<u>530,810</u>	<u>518,670</u>	<u>506,530</u>
21～25	<u>513,680</u>	<u>499,490</u>	<u>495,940</u>	<u>485,290</u>	<u>478,190</u>	<u>463,990</u>	<u>453,340</u>	<u>442,690</u>
26～30	<u>493,920</u>	<u>480,220</u>	<u>476,790</u>	<u>466,520</u>	<u>459,670</u>	<u>445,970</u>	<u>435,690</u>	<u>425,410</u>
31～35	<u>479,510</u>	<u>466,180</u>	<u>462,850</u>	<u>452,860</u>	<u>446,190</u>	<u>432,870</u>	<u>422,870</u>	<u>412,880</u>
36～40	<u>465,100</u>	<u>452,150</u>	<u>448,910</u>	<u>439,200</u>	<u>432,720</u>	<u>419,770</u>	<u>410,050</u>	<u>400,340</u>
41～45	<u>452,710</u>	<u>440,080</u>	<u>436,930</u>	<u>427,460</u>	<u>421,140</u>	<u>408,510</u>	<u>399,040</u>	<u>389,570</u>
46～50	<u>440,330</u>	<u>428,020</u>	<u>424,950</u>	<u>415,720</u>	<u>409,560</u>	<u>397,250</u>	<u>388,020</u>	<u>378,790</u>
51～55	<u>435,230</u>	<u>423,060</u>	<u>420,010</u>	<u>410,880</u>	<u>404,790</u>	<u>392,620</u>	<u>383,490</u>	<u>374,360</u>
56～60	<u>430,130</u>	<u>418,100</u>	<u>415,090</u>	<u>406,050</u>	<u>400,040</u>	<u>387,990</u>	<u>378,960</u>	<u>369,930</u>
61～65	<u>425,540</u>	<u>413,620</u>	<u>410,640</u>	<u>401,700</u>	<u>395,740</u>	<u>383,820</u>	<u>374,880</u>	<u>365,940</u>
66～70	<u>420,950</u>	<u>409,150</u>	<u>406,190</u>	<u>397,340</u>	<u>391,450</u>	<u>379,640</u>	<u>370,800</u>	<u>361,950</u>
71～75	<u>416,870</u>	<u>405,170</u>	<u>402,250</u>	<u>393,490</u>	<u>387,640</u>	<u>375,940</u>	<u>367,180</u>	<u>358,410</u>
76～80	<u>412,800</u>	<u>401,210</u>	<u>398,310</u>	<u>389,620</u>	<u>383,830</u>	<u>372,240</u>	<u>363,550</u>	<u>354,860</u>
81～85	<u>408,880</u>	<u>397,400</u>	<u>394,530</u>	<u>385,910</u>	<u>380,170</u>	<u>368,690</u>	<u>360,070</u>	<u>351,460</u>
86～90	<u>404,970</u>	<u>393,590</u>	<u>390,740</u>	<u>382,210</u>	<u>376,520</u>	<u>365,130</u>	<u>356,600</u>	<u>348,060</u>
91人以上	<u>400,660</u>	<u>389,400</u>	<u>386,580</u>	<u>378,130</u>	<u>372,500</u>	<u>361,230</u>	<u>352,780</u>	<u>344,330</u>

改正後

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10人まで	731,630	712,310	707,480	692,990	683,330	664,010	649,520	635,030
11～15人	593,860	577,910	573,930	561,970	553,990	538,050	526,090	514,130
16～20	511,920	497,830	494,310	483,740	476,700	462,610	452,040	441,480
21～25	473,760	460,640	457,360	447,530	440,970	427,850	418,010	408,180
26～30	444,240	431,890	428,810	419,540	413,370	401,020	391,760	382,490
31～35	430,810	418,810	415,810	406,810	400,810	388,800	379,800	370,800
36～40	417,380	405,730	402,810	394,070	388,250	376,590	367,850	359,110
41～45	403,950	392,640	389,820	381,340	375,680	364,380	355,900	347,410
46～50	390,520	379,560	376,820	368,600	363,120	352,160	343,940	335,720
51～55	386,100	375,250	372,540	364,410	358,990	348,150	340,010	331,880
56～60	381,680	370,950	368,270	360,220	354,860	344,130	336,090	328,040
61～65	377,260	366,640	363,990	356,030	350,730	340,120	332,160	324,200
66～70	372,830	362,340	359,710	351,840	346,600	336,100	328,230	320,360
71～75	368,410	358,030	355,440	347,660	342,470	332,090	324,300	316,520
76～80	363,990	353,730	351,160	343,470	338,330	328,070	320,380	312,680
81～85	359,570	349,420	346,890	339,280	334,200	324,060	316,450	308,840
86～90	355,150	345,120	342,610	335,090	330,070	320,040	312,520	305,000
91人以上	350,730	340,810	338,330	330,900	325,940	316,030	308,590	301,160

現行

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10人まで	730,760	711,460	706,640	692,170	682,520	663,220	648,750	634,280
11～15人	593,150	577,220	573,240	561,300	553,340	537,410	525,470	513,520
16～20	511,290	497,220	493,710	483,150	476,120	462,050	451,500	440,950
21～25	473,180	460,080	456,810	446,980	440,430	427,340	417,510	407,690
26～30	443,700	431,370	428,280	419,030	412,870	400,530	391,280	382,030
31～35	430,290	418,300	415,300	406,310	400,320	388,330	379,340	370,350
36～40	416,870	405,230	402,320	393,590	387,770	376,130	367,400	358,680
41～45	403,460	392,160	389,340	380,870	375,230	363,930	355,470	347,000
46～50	390,040	379,100	376,360	368,150	362,680	351,730	343,530	335,320
51～55	385,630	374,800	372,090	363,970	358,550	347,720	339,600	331,480
56～60	381,210	370,500	367,820	359,780	354,430	343,720	335,680	327,650
61～65	376,790	366,200	363,550	355,600	350,300	339,700	331,760	323,810
66～70	372,380	361,900	359,280	351,420	346,180	335,700	327,840	319,980
71～75	367,960	357,600	355,010	347,230	342,050	331,690	323,910	316,140
76～80	363,550	353,300	350,740	343,050	337,930	327,680	319,990	312,300
81～85	359,130	349,000	346,470	338,870	333,800	323,670	316,070	308,470
86～90	354,710	344,700	342,190	334,680	329,670	319,660	312,140	304,630
91人以上	350,300	340,400	337,920	330,500	325,550	315,650	308,220	300,800

改正後

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10人まで	619,370	603,130	599,070	586,890	578,770	562,530	550,360	538,180
11～15人	450,960	439,100	436,140	427,250	421,320	409,460	400,570	391,670
16～20	377,950	367,700	365,130	357,440	352,310	342,060	334,370	326,670
21～25	345,150	335,720	333,360	326,280	321,560	312,120	305,040	297,970
26～30	319,210	310,440	308,240	301,660	297,280	288,500	281,920	275,340
31～35	304,880	296,490	294,390	288,090	283,890	275,490	269,190	262,890
36～40	290,560	282,540	280,530	274,510	270,500	262,470	256,450	250,430
41～45	276,240	268,580	266,670	260,930	257,100	249,450	243,710	237,970
46～50	261,910	254,630	252,810	247,350	243,710	236,430	230,970	225,510
51～55	256,960	249,810	248,020	242,660	239,080	231,940	226,570	221,210
56～60	252,000	244,980	243,230	237,970	234,460	227,440	222,180	216,910
61～65	247,040	240,160	238,430	233,270	229,830	222,940	217,780	212,610
66～70	242,080	235,330	233,640	228,580	225,200	218,440	213,380	208,310
71～75	237,130	230,500	228,850	223,880	220,570	213,950	208,980	204,020
76～80	232,170	225,680	224,060	219,190	215,940	209,450	204,580	199,710
81～85	227,210	220,850	219,260	214,490	211,310	204,950	200,180	195,420
86～90	222,250	216,030	214,470	209,800	206,680	200,460	195,780	191,110
91人以上	217,300	211,200	209,680	205,100	202,060	195,960	191,390	186,820

現行

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10人まで	618,620	602,400	598,350	586,190	578,080	561,870	549,700	537,540
11～15人	450,420	438,580	435,620	426,740	420,820	408,970	400,090	391,210
16～20	377,490	367,250	364,690	357,000	351,880	341,640	333,960	326,280
21～25	344,730	335,310	332,950	325,880	321,170	311,740	304,670	297,600
26～30	318,810	310,050	307,860	301,290	296,910	288,150	281,580	275,010
31～35	304,510	296,120	294,020	287,730	283,540	275,150	268,860	262,560
36～40	290,200	282,190	280,180	274,170	270,160	262,150	256,130	250,120
41～45	275,890	268,250	266,340	260,610	256,790	249,140	243,410	237,680
46～50	261,590	254,320	252,500	247,050	243,410	236,140	230,690	225,240
51～55	256,640	249,500	247,710	242,360	238,790	231,650	226,300	220,940
56～60	251,690	244,680	242,930	237,670	234,170	227,160	221,900	216,650
61～65	246,730	239,860	238,140	232,980	229,540	222,670	217,510	212,350
66～70	241,780	235,040	233,350	228,290	224,920	218,180	213,120	208,060
71～75	236,830	230,220	228,570	223,610	220,300	213,690	208,730	203,770
76～80	231,880	225,400	223,780	218,920	215,680	209,190	204,330	199,470
81～85	226,930	220,580	218,990	214,230	211,050	204,700	199,940	195,180
86～90	221,980	215,760	214,210	209,540	206,430	200,210	195,550	190,880
91人以上	217,030	210,940	209,420	204,850	201,810	195,720	191,150	186,590

改正後

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 <u>643,600</u>	円 <u>626,600</u>	円 <u>622,350</u>	円 <u>609,600</u>	円 <u>601,100</u>	円 <u>584,100</u>	円 <u>571,350</u>	円 <u>558,590</u>

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 <u>177,380</u>	円 <u>173,170</u>	円 <u>172,060</u>	円 <u>168,970</u>	円 <u>166,860</u>	円 <u>162,660</u>	円 <u>159,500</u>	円 <u>156,350</u>
11～20世帯	<u>155,340</u>	<u>151,350</u>	<u>150,320</u>	<u>147,360</u>	<u>145,360</u>	<u>141,370</u>	<u>138,380</u>	<u>135,390</u>
21～30	<u>124,500</u>	<u>121,240</u>	<u>120,410</u>	<u>117,990</u>	<u>116,360</u>	<u>113,110</u>	<u>110,670</u>	<u>108,230</u>
31～40	<u>93,730</u>	<u>91,290</u>	<u>90,660</u>	<u>88,850</u>	<u>87,630</u>	<u>85,190</u>	<u>83,350</u>	<u>81,520</u>
41～50	<u>84,520</u>	<u>82,320</u>	<u>81,760</u>	<u>80,130</u>	<u>79,030</u>	<u>76,830</u>	<u>75,190</u>	<u>73,540</u>
51世帯以上	<u>75,320</u>	<u>73,360</u>	<u>72,860</u>	<u>71,410</u>	<u>70,430</u>	<u>68,480</u>	<u>67,020</u>	<u>65,550</u>

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 <u>149,060</u>	円 <u>145,790</u>	円 <u>144,970</u>	円 <u>142,520</u>	円 <u>140,890</u>	円 <u>137,620</u>	円 <u>135,170</u>	円 <u>132,720</u>

現行

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 <u>642,840</u>	円 <u>625,860</u>	円 <u>621,610</u>	円 <u>608,880</u>	円 <u>600,390</u>	円 <u>583,410</u>	円 <u>570,680</u>	円 <u>557,940</u>

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 <u>177,160</u>	円 <u>172,960</u>	円 <u>171,890</u>	円 <u>168,760</u>	円 <u>166,660</u>	円 <u>162,460</u>	円 <u>159,310</u>	円 <u>156,160</u>
11～20世帯	<u>155,150</u>	<u>151,170</u>	<u>150,160</u>	<u>147,180</u>	<u>145,190</u>	<u>141,200</u>	<u>138,210</u>	<u>135,230</u>
21～30	<u>124,350</u>	<u>121,100</u>	<u>120,290</u>	<u>117,850</u>	<u>116,230</u>	<u>112,980</u>	<u>110,540</u>	<u>108,100</u>
31～40	<u>93,620</u>	<u>91,180</u>	<u>90,570</u>	<u>88,740</u>	<u>87,520</u>	<u>85,090</u>	<u>83,260</u>	<u>81,430</u>
41～50	<u>84,420</u>	<u>82,230</u>	<u>81,680</u>	<u>80,040</u>	<u>78,940</u>	<u>76,740</u>	<u>75,100</u>	<u>73,450</u>
51世帯以上	<u>75,230</u>	<u>73,280</u>	<u>72,790</u>	<u>71,330</u>	<u>70,350</u>	<u>68,400</u>	<u>66,940</u>	<u>65,480</u>

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 <u>148,830</u>	円 <u>145,570</u>	円 <u>144,750</u>	円 <u>142,300</u>	円 <u>140,670</u>	円 <u>137,410</u>	円 <u>134,960</u>	円 <u>132,510</u>

改正後

現行

(8) 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>451,610</u>	<u>439,040</u>	<u>436,030</u>	<u>429,890</u>	<u>426,500</u>	<u>413,960</u>	<u>404,380</u>	<u>395,330</u>
21～25	<u>405,020</u>	<u>393,700</u>	<u>390,930</u>	<u>385,200</u>	<u>381,940</u>	<u>370,640</u>	<u>362,070</u>	<u>353,770</u>
26～30	<u>358,420</u>	<u>348,350</u>	<u>345,830</u>	<u>340,500</u>	<u>337,380</u>	<u>327,310</u>	<u>319,760</u>	<u>312,210</u>
31～35	<u>340,070</u>	<u>330,490</u>	<u>328,100</u>	<u>322,880</u>	<u>319,800</u>	<u>310,220</u>	<u>303,030</u>	<u>295,850</u>
36～40	<u>321,720</u>	<u>312,630</u>	<u>310,360</u>	<u>305,270</u>	<u>302,220</u>	<u>293,130</u>	<u>286,310</u>	<u>279,490</u>
41～45	<u>308,250</u>	<u>299,500</u>	<u>297,320</u>	<u>292,290</u>	<u>289,240</u>	<u>280,500</u>	<u>273,940</u>	<u>267,380</u>
46人以上	<u>294,780</u>	<u>286,380</u>	<u>284,280</u>	<u>279,310</u>	<u>276,260</u>	<u>267,860</u>	<u>261,570</u>	<u>255,270</u>

(8) 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>451,110</u>	<u>438,560</u>	<u>435,550</u>	<u>429,430</u>	<u>426,040</u>	<u>413,510</u>	<u>403,940</u>	<u>394,910</u>
21～25	<u>404,570</u>	<u>393,260</u>	<u>390,500</u>	<u>384,770</u>	<u>381,530</u>	<u>370,240</u>	<u>361,680</u>	<u>353,390</u>
26～30	<u>358,020</u>	<u>347,960</u>	<u>345,450</u>	<u>340,120</u>	<u>337,010</u>	<u>326,950</u>	<u>319,410</u>	<u>311,870</u>
31～35	<u>339,680</u>	<u>330,120</u>	<u>327,730</u>	<u>322,520</u>	<u>319,440</u>	<u>309,880</u>	<u>302,700</u>	<u>295,530</u>
36～40	<u>321,360</u>	<u>312,280</u>	<u>310,010</u>	<u>304,930</u>	<u>301,890</u>	<u>292,810</u>	<u>285,990</u>	<u>279,190</u>
41～45	<u>307,900</u>	<u>299,160</u>	<u>296,980</u>	<u>291,960</u>	<u>288,910</u>	<u>280,180</u>	<u>273,630</u>	<u>267,090</u>
46人以上	<u>294,440</u>	<u>286,050</u>	<u>283,960</u>	<u>278,990</u>	<u>275,950</u>	<u>267,560</u>	<u>261,270</u>	<u>254,980</u>

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	<u>74,120</u>	<u>71,990</u>	<u>71,450</u>	<u>69,850</u>	<u>68,790</u>	<u>66,650</u>	<u>65,050</u>	<u>63,450</u>

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	<u>74,030</u>	<u>71,900</u>	<u>71,370</u>	<u>69,770</u>	<u>68,710</u>	<u>66,580</u>	<u>64,980</u>	<u>63,380</u>

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童心理治療施設通所部	<u>112,750</u>	<u>109,460</u>	<u>108,640</u>	<u>106,170</u>	<u>104,530</u>	<u>101,230</u>	<u>98,770</u>	<u>96,300</u>

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童心理治療施設通所部	<u>112,630</u>	<u>109,340</u>	<u>108,520</u>	<u>106,050</u>	<u>104,410</u>	<u>101,120</u>	<u>98,650</u>	<u>96,190</u>

改正後

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	<u>218,220</u>	<u>212,910</u>	<u>211,580</u>	<u>207,600</u>	<u>204,940</u>	<u>199,630</u>	<u>195,640</u>	<u>191,660</u>
7～9人	<u>204,040</u>	<u>198,800</u>	<u>197,490</u>	<u>193,550</u>	<u>190,930</u>	<u>185,680</u>	<u>181,750</u>	<u>177,820</u>
10～12	<u>196,950</u>	<u>191,740</u>	<u>190,440</u>	<u>186,530</u>	<u>183,920</u>	<u>178,710</u>	<u>174,800</u>	<u>170,890</u>
13～15	<u>192,700</u>	<u>187,510</u>	<u>186,210</u>	<u>182,320</u>	<u>179,720</u>	<u>174,530</u>	<u>170,640</u>	<u>166,740</u>
16～18	<u>189,860</u>	<u>184,690</u>	<u>183,390</u>	<u>179,510</u>	<u>176,920</u>	<u>171,740</u>	<u>167,860</u>	<u>163,970</u>
19人以上	<u>187,460</u>	<u>182,300</u>	<u>181,000</u>	<u>177,130</u>	<u>174,540</u>	<u>169,370</u>	<u>165,500</u>	<u>161,620</u>

(12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	<u>197,890</u>	<u>194,580</u>	<u>193,750</u>	<u>191,270</u>	<u>189,620</u>	<u>186,310</u>	<u>183,820</u>	<u>181,340</u>
6人	<u>164,910</u>	<u>162,150</u>	<u>161,460</u>	<u>159,390</u>	<u>158,010</u>	<u>155,250</u>	<u>153,190</u>	<u>151,120</u>

現行

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	<u>218,010</u>	<u>212,700</u>	<u>211,380</u>	<u>207,400</u>	<u>204,740</u>	<u>199,440</u>	<u>195,460</u>	<u>191,480</u>
7～9人	<u>203,830</u>	<u>198,590</u>	<u>197,280</u>	<u>193,350</u>	<u>190,730</u>	<u>185,490</u>	<u>181,570</u>	<u>177,640</u>
10～12	<u>196,740</u>	<u>191,540</u>	<u>190,230</u>	<u>186,330</u>	<u>183,730</u>	<u>178,520</u>	<u>174,620</u>	<u>170,720</u>
13～15	<u>192,490</u>	<u>187,300</u>	<u>186,010</u>	<u>182,120</u>	<u>179,530</u>	<u>174,340</u>	<u>170,450</u>	<u>166,560</u>
16～18	<u>189,650</u>	<u>184,480</u>	<u>183,190</u>	<u>179,310</u>	<u>176,720</u>	<u>171,550</u>	<u>167,670</u>	<u>163,800</u>
19人以上	<u>187,250</u>	<u>182,090</u>	<u>180,800</u>	<u>176,930</u>	<u>174,350</u>	<u>169,190</u>	<u>165,310</u>	<u>161,440</u>

(12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	<u>197,760</u>	<u>194,460</u>	<u>193,630</u>	<u>191,150</u>	<u>189,500</u>	<u>186,190</u>	<u>183,710</u>	<u>181,230</u>
6人	<u>164,800</u>	<u>162,050</u>	<u>161,360</u>	<u>159,290</u>	<u>157,910</u>	<u>155,160</u>	<u>153,090</u>	<u>151,030</u>

改正後

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	<u>10,073,560</u>	<u>9,751,420</u>	<u>9,670,890</u>	<u>9,429,290</u>	<u>9,268,220</u>	<u>8,946,090</u>	<u>8,704,480</u>	<u>8,462,880</u>
6～10人	<u>15,471,360</u>	<u>14,973,690</u>	<u>14,849,270</u>	<u>14,476,010</u>	<u>14,227,170</u>	<u>13,729,500</u>	<u>13,356,230</u>	<u>12,982,980</u>
11～15	<u>20,869,170</u>	<u>20,195,950</u>	<u>20,027,640</u>	<u>19,522,730</u>	<u>19,186,120</u>	<u>18,512,900</u>	<u>18,007,990</u>	<u>17,503,070</u>
16～20	<u>26,266,980</u>	<u>25,418,210</u>	<u>25,206,020</u>	<u>24,569,450</u>	<u>24,145,070</u>	<u>23,296,310</u>	<u>22,659,740</u>	<u>22,023,170</u>
21～25	<u>31,664,790</u>	<u>30,640,480</u>	<u>30,384,400</u>	<u>29,616,180</u>	<u>29,104,020</u>	<u>28,079,720</u>	<u>27,311,490</u>	<u>26,543,260</u>
26～30	<u>37,062,590</u>	<u>35,862,740</u>	<u>35,562,780</u>	<u>34,662,900</u>	<u>34,062,980</u>	<u>32,863,130</u>	<u>31,963,240</u>	<u>31,063,360</u>
31～35	<u>42,460,400</u>	<u>41,085,010</u>	<u>40,741,160</u>	<u>39,709,620</u>	<u>39,021,930</u>	<u>37,646,540</u>	<u>36,614,990</u>	<u>35,583,450</u>
36～40	<u>47,858,210</u>	<u>46,307,270</u>	<u>45,919,530</u>	<u>44,756,340</u>	<u>43,980,880</u>	<u>42,429,950</u>	<u>41,266,740</u>	<u>40,103,550</u>
41～45	<u>53,256,010</u>	<u>51,529,530</u>	<u>51,097,910</u>	<u>49,803,060</u>	<u>48,939,830</u>	<u>47,213,360</u>	<u>45,918,490</u>	<u>44,623,640</u>
46～50	<u>58,653,820</u>	<u>56,751,800</u>	<u>56,276,290</u>	<u>54,849,790</u>	<u>53,898,780</u>	<u>51,996,770</u>	<u>50,570,240</u>	<u>49,143,740</u>
51～55	<u>64,051,630</u>	<u>61,974,060</u>	<u>61,454,670</u>	<u>59,896,510</u>	<u>58,857,730</u>	<u>56,780,180</u>	<u>55,221,990</u>	<u>53,663,830</u>
56～60	<u>69,449,430</u>	<u>67,196,330</u>	<u>66,633,050</u>	<u>64,943,230</u>	<u>63,816,680</u>	<u>61,563,590</u>	<u>59,873,740</u>	<u>58,183,930</u>
61～65	<u>74,847,240</u>	<u>72,418,590</u>	<u>71,811,420</u>	<u>69,989,950</u>	<u>68,775,630</u>	<u>66,346,990</u>	<u>64,525,500</u>	<u>62,704,020</u>
66～70	<u>80,245,050</u>	<u>77,640,850</u>	<u>76,989,800</u>	<u>75,036,670</u>	<u>73,734,580</u>	<u>71,130,400</u>	<u>69,177,250</u>	<u>67,224,120</u>

※1か所当たりの年額

現行

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	<u>10,058,960</u>	<u>9,737,280</u>	<u>9,656,860</u>	<u>9,415,610</u>	<u>9,254,770</u>	<u>8,933,100</u>	<u>8,691,840</u>	<u>8,450,580</u>
6～10人	<u>15,449,330</u>	<u>14,952,340</u>	<u>14,828,090</u>	<u>14,455,360</u>	<u>14,206,870</u>	<u>13,709,890</u>	<u>13,337,150</u>	<u>12,964,410</u>
11～15	<u>20,839,690</u>	<u>20,167,400</u>	<u>19,999,320</u>	<u>19,495,110</u>	<u>19,158,960</u>	<u>18,486,680</u>	<u>17,982,450</u>	<u>17,478,240</u>
16～20	<u>26,230,060</u>	<u>25,382,460</u>	<u>25,170,550</u>	<u>24,534,860</u>	<u>24,111,060</u>	<u>23,263,470</u>	<u>22,627,760</u>	<u>21,992,060</u>
21～25	<u>31,620,420</u>	<u>30,597,520</u>	<u>30,341,780</u>	<u>29,574,610</u>	<u>29,063,160</u>	<u>28,040,260</u>	<u>27,273,070</u>	<u>26,505,890</u>
26～30	<u>37,010,790</u>	<u>35,812,570</u>	<u>35,513,010</u>	<u>34,614,360</u>	<u>34,015,250</u>	<u>32,817,050</u>	<u>31,918,370</u>	<u>31,019,720</u>
31～35	<u>42,401,160</u>	<u>41,027,630</u>	<u>40,684,240</u>	<u>39,654,110</u>	<u>38,967,350</u>	<u>37,593,840</u>	<u>36,563,680</u>	<u>35,533,550</u>
36～40	<u>47,791,520</u>	<u>46,242,690</u>	<u>45,855,470</u>	<u>44,693,860</u>	<u>43,919,440</u>	<u>42,370,630</u>	<u>41,208,990</u>	<u>40,047,370</u>
41～45	<u>53,181,890</u>	<u>51,457,750</u>	<u>51,026,700</u>	<u>49,733,610</u>	<u>48,871,540</u>	<u>47,147,420</u>	<u>45,854,290</u>	<u>44,561,200</u>
46～50	<u>58,572,250</u>	<u>56,672,810</u>	<u>56,197,930</u>	<u>54,773,360</u>	<u>53,823,640</u>	<u>51,924,210</u>	<u>50,499,600</u>	<u>49,075,030</u>
51～55	<u>63,962,620</u>	<u>61,887,860</u>	<u>61,369,160</u>	<u>59,813,110</u>	<u>58,775,730</u>	<u>56,701,000</u>	<u>55,144,910</u>	<u>53,588,850</u>
56～60	<u>69,352,990</u>	<u>67,102,920</u>	<u>66,540,390</u>	<u>64,852,860</u>	<u>63,727,830</u>	<u>61,477,790</u>	<u>59,790,220</u>	<u>58,102,680</u>
61～65	<u>74,743,350</u>	<u>72,317,980</u>	<u>71,711,620</u>	<u>69,892,610</u>	<u>68,679,920</u>	<u>66,254,580</u>	<u>64,435,520</u>	<u>62,616,510</u>
66～70	<u>80,133,720</u>	<u>77,533,040</u>	<u>76,882,850</u>	<u>74,932,360</u>	<u>73,632,020</u>	<u>71,031,370</u>	<u>69,080,830</u>	<u>67,130,330</u>

※1か所当たりの年額

改正後									現行								
2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合									2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,760	309,330	307,230	300,900	296,690	288,260	281,940	275,620	20人まで	317,370	308,950	306,850	300,540	296,330	287,910	281,600	275,290
21～25人	288,570	280,880	278,950	273,180	269,330	261,640	255,870	250,090	21～25人	288,220	280,530	278,610	272,850	269,000	261,320	255,560	249,790
26～30	259,380	252,420	250,680	245,460	241,980	235,010	229,790	224,570	26～30	259,060	252,110	250,370	245,160	241,680	234,730	229,510	224,300
31～35	241,510	235,010	233,380	228,500	225,260	218,760	213,880	209,010	31～35	241,210	234,720	233,100	228,230	224,980	218,490	213,620	208,750
36～40	223,640	217,600	216,090	211,560	208,540	202,500	197,980	193,450	36～40	223,360	217,330	215,830	211,300	208,290	202,260	197,740	193,210
41～45	217,960	212,010	210,530	206,060	203,090	197,140	192,680	188,220	41～45	217,690	211,750	210,260	205,810	202,840	196,900	192,440	187,990
46～50	190,730	185,530	184,220	180,320	177,720	172,510	168,600	164,700	46～50	190,490	185,290	183,990	180,100	177,500	172,300	168,400	164,500
51～55	185,930	180,860	179,580	175,770	173,230	168,150	164,340	160,530	51～55	185,700	180,630	179,360	175,550	173,020	167,940	164,140	160,330
56～60	181,140	176,190	174,950	171,230	168,750	163,790	160,080	156,360	56～60	180,920	175,970	174,730	171,020	168,540	163,590	159,880	156,170
61～65	176,610	171,770	170,560	166,940	164,520	159,690	156,060	152,440	61～65	176,390	171,560	170,360	166,730	164,320	159,490	155,870	152,250
66～70	172,080	167,360	166,180	162,650	160,290	155,580	152,040	148,510	66～70	171,860	167,160	165,980	162,450	160,090	155,390	151,860	148,320
71～75	168,060	163,450	162,300	158,850	156,540	151,940	148,480	145,030	71～75	167,850	163,250	162,100	158,650	156,350	151,750	148,300	144,850
76～80	164,040	159,540	158,410	155,040	152,790	148,290	144,920	141,540	76～80	163,830	159,340	158,220	154,850	152,610	148,110	144,750	141,380
81～85	162,060	157,620	156,500	153,170	150,940	146,490	143,160	139,820	81～85	161,870	157,420	156,320	152,980	150,760	146,320	142,990	139,650
86～90	160,090	155,700	154,600	151,290	149,100	144,690	141,400	138,100	86～90	159,900	155,510	154,410	151,110	148,920	144,520	141,230	137,930
91～95	156,820	152,520	151,440	148,220	146,060	141,760	138,540	135,310	91～95	156,630	152,330	151,260	148,030	145,880	141,590	138,370	135,150
96～100	153,550	149,340	148,290	145,140	143,030	138,830	135,670	132,520	96～100	153,360	149,160	148,110	144,960	142,860	138,660	135,510	132,360
101～105	151,840	147,680	146,640	143,520	141,430	137,270	134,150	131,030	101～105	151,650	147,500	146,460	143,340	141,260	137,100	133,990	130,870
106～110	150,130	146,010	144,980	141,900	139,840	135,720	132,620	129,540	106～110	149,950	145,830	144,810	141,720	139,670	135,550	132,460	129,380
111～115	148,440	144,360	143,340	140,290	138,250	134,180	131,120	128,060	111～115	148,260	144,190	143,170	140,120	138,080	134,010	130,960	127,910
116～120	146,750	142,720	141,710	138,690	136,670	132,640	129,610	126,580	116～120	146,570	142,540	141,530	138,510	136,500	132,470	129,460	126,440
121～125	145,220	141,230	140,230	137,240	135,240	131,250	128,250	125,250	121～125	145,050	141,060	140,060	137,070	135,080	131,090	128,090	125,110
126～130	143,700	139,750	138,760	135,790	133,810	129,860	126,890	123,920	126～130	143,520	139,570	138,590	135,630	133,650	129,700	126,740	123,780
131～135	143,310	139,370	138,380	135,420	133,450	129,500	126,530	123,570	131～135	143,140	139,200	138,210	135,260	133,280	129,340	126,380	123,420
136～140	142,940	138,990	138,010	135,050	133,070	129,130	126,170	123,220	136～140	142,760	138,820	137,840	134,880	132,910	128,980	126,020	123,070
141～145	141,500	137,600	136,620	133,690	131,730	127,830	124,900	121,970	141～145	141,330	137,430	136,450	133,530	131,570	127,670	124,750	121,820
146～150	140,070	136,200	135,230	132,330	130,400	126,530	123,620	120,720	146～150	139,900	136,030	135,070	132,170	130,240	126,370	123,470	120,570
151人以上	139,540	135,690	134,720	131,830	129,900	126,050	123,150	120,260	151人以上	139,370	135,520	134,560	131,670	129,740	125,890	123,000	120,110

改正後

ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>338,290</u>	<u>329,200</u>	<u>326,930</u>	<u>320,120</u>	<u>315,580</u>	<u>306,490</u>	<u>299,680</u>	<u>292,870</u>
21～25人	<u>305,680</u>	<u>297,430</u>	<u>295,370</u>	<u>289,190</u>	<u>285,070</u>	<u>276,830</u>	<u>270,650</u>	<u>264,470</u>
26～30	<u>273,070</u>	<u>265,670</u>	<u>263,820</u>	<u>258,270</u>	<u>254,570</u>	<u>247,170</u>	<u>241,620</u>	<u>236,070</u>
31～35	<u>253,710</u>	<u>246,820</u>	<u>245,100</u>	<u>239,930</u>	<u>236,480</u>	<u>229,590</u>	<u>224,430</u>	<u>219,260</u>
36～40	<u>234,360</u>	<u>227,980</u>	<u>226,380</u>	<u>221,590</u>	<u>218,400</u>	<u>212,020</u>	<u>207,240</u>	<u>202,460</u>

現行

ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>337,860</u>	<u>328,790</u>	<u>326,530</u>	<u>319,720</u>	<u>315,190</u>	<u>306,120</u>	<u>299,310</u>	<u>292,510</u>
21～25人	<u>305,300</u>	<u>297,070</u>	<u>295,010</u>	<u>288,840</u>	<u>284,720</u>	<u>276,490</u>	<u>270,320</u>	<u>264,150</u>
26～30	<u>272,730</u>	<u>265,340</u>	<u>263,490</u>	<u>257,950</u>	<u>254,250</u>	<u>246,860</u>	<u>241,320</u>	<u>235,780</u>
31～35	<u>253,390</u>	<u>246,510</u>	<u>244,790</u>	<u>239,630</u>	<u>236,200</u>	<u>229,320</u>	<u>224,150</u>	<u>218,990</u>
36～40	<u>234,060</u>	<u>227,690</u>	<u>226,100</u>	<u>221,320</u>	<u>218,140</u>	<u>211,760</u>	<u>206,980</u>	<u>202,210</u>

改正後

イ 4.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,760	309,330	307,230	300,900	296,690	288,260	281,940	275,620
21～25人	297,090	289,160	287,170	281,220	277,250	269,310	263,360	257,410
26～30	276,430	268,980	267,120	261,530	257,810	250,360	244,780	239,190
31～35	256,700	249,770	248,040	242,840	239,380	232,450	227,250	222,050
36～40	236,980	230,570	228,960	224,150	220,950	214,530	209,720	204,910
41～45	229,750	223,460	221,890	217,180	214,040	207,760	203,050	198,330
46～50	200,960	195,460	194,090	189,960	187,220	181,720	177,600	173,470
51～55	195,880	190,520	189,180	185,150	182,470	177,100	173,090	169,060
56～60	190,810	185,570	184,270	180,340	177,730	172,500	168,580	164,660
61～65	187,300	182,160	180,880	177,020	174,450	169,320	165,460	161,610
66～70	183,790	178,740	177,480	173,700	171,180	166,130	162,340	158,560
71～75	179,470	174,540	173,310	169,610	167,140	162,220	158,520	154,820
76～80	175,150	170,330	169,130	165,520	163,110	158,300	154,690	151,080
81～85	172,940	168,180	166,990	163,420	161,040	156,290	152,720	149,150
86～90	170,730	166,030	164,860	161,330	158,980	154,280	150,750	147,220
91～95	167,270	162,670	161,520	158,070	155,770	151,180	147,720	144,270
96～100	163,810	159,310	158,190	154,820	152,570	148,070	144,700	141,330
101～105	161,940	157,500	156,380	153,040	150,820	146,370	143,030	139,700
106～110	160,080	155,680	154,580	151,280	149,080	144,680	141,380	138,070
111～115	158,980	154,600	153,510	150,220	148,040	143,660	140,380	137,100
116～120	157,870	153,520	152,430	149,170	147,000	142,650	139,380	136,120
121～125	156,180	151,880	150,800	147,570	145,410	141,110	137,880	134,650
126～130	154,490	150,230	149,160	145,970	143,840	139,570	136,380	133,180
131～135	153,960	149,710	148,640	145,450	143,330	139,080	135,890	132,700
136～140	153,430	149,190	148,130	144,950	142,830	138,590	135,400	132,220
141～145	151,870	147,680	146,620	143,470	141,370	137,170	134,020	130,870
146～150	150,320	146,160	145,120	142,000	139,920	135,760	132,640	129,510
151人以上	150,080	145,920	144,880	141,760	139,680	135,530	132,420	129,290

現行

イ 4.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,370	308,950	306,850	300,540	296,330	287,910	281,600	275,290
21～25人	296,730	288,800	286,820	280,880	276,910	268,980	263,040	257,100
26～30	276,090	268,650	266,790	261,210	257,490	250,060	244,480	238,900
31～35	256,390	249,460	247,730	242,540	239,080	232,160	226,970	221,780
36～40	236,690	230,280	228,680	223,880	220,670	214,270	209,460	204,650
41～45	229,460	223,190	221,620	216,910	213,780	207,500	202,800	198,090
46～50	200,710	195,220	193,840	189,730	186,980	181,500	177,380	173,260
51～55	195,640	190,280	188,940	184,920	182,240	176,890	172,870	168,850
56～60	190,570	185,350	184,030	180,120	177,510	172,290	168,370	164,450
61～65	187,070	181,940	180,650	176,800	174,230	169,100	165,260	161,410
66～70	183,560	178,520	177,260	173,480	170,960	165,920	162,150	158,370
71～75	179,250	174,320	173,090	169,400	166,940	162,020	158,320	154,630
76～80	174,930	170,120	168,920	165,320	162,910	158,100	154,500	150,890
81～85	172,730	167,980	166,790	163,220	160,850	156,090	152,530	148,970
86～90	170,520	165,830	164,660	161,130	158,780	154,090	150,570	147,050
91～95	167,060	162,470	161,320	157,880	155,580	150,990	147,540	144,100
96～100	163,610	159,120	158,000	154,630	152,380	147,890	144,520	141,160
101～105	161,740	157,310	156,190	152,860	150,640	146,190	142,860	139,530
106～110	159,890	155,490	154,390	151,100	148,900	144,500	141,200	137,910
111～115	158,780	154,410	153,320	150,040	147,860	143,490	140,210	136,940
116～120	157,670	153,330	152,240	148,990	146,820	142,470	139,220	135,960
121～125	155,990	151,690	150,610	147,390	145,240	140,940	137,720	134,490
126～130	154,300	150,050	148,980	145,790	143,660	139,400	136,210	133,020
131～135	153,770	149,520	148,460	145,280	143,160	138,910	135,730	132,540
136～140	153,240	149,010	147,940	144,770	142,660	138,420	135,240	132,070
141～145	151,690	147,500	146,440	143,300	141,200	137,000	133,860	130,710
146～150	150,140	145,980	144,940	141,830	139,750	135,590	132,470	129,360
151人以上	149,890	145,740	144,700	141,590	139,510	135,370	132,250	129,140

改正後

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>338,290</u>	<u>329,200</u>	<u>326,930</u>	<u>320,120</u>	<u>315,580</u>	<u>306,490</u>	<u>299,680</u>	<u>292,870</u>
21～25人	<u>314,200</u>	<u>305,710</u>	<u>303,590</u>	<u>297,230</u>	<u>292,990</u>	<u>284,510</u>	<u>278,140</u>	<u>271,780</u>
26～30	<u>290,110</u>	<u>282,220</u>	<u>280,250</u>	<u>274,340</u>	<u>270,400</u>	<u>262,520</u>	<u>256,600</u>	<u>250,690</u>
31～35	<u>268,910</u>	<u>261,580</u>	<u>259,750</u>	<u>254,260</u>	<u>250,600</u>	<u>243,290</u>	<u>237,790</u>	<u>232,300</u>
36～40	<u>247,700</u>	<u>240,950</u>	<u>239,250</u>	<u>234,190</u>	<u>230,810</u>	<u>224,050</u>	<u>218,980</u>	<u>213,910</u>

現行

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>337,860</u>	<u>328,790</u>	<u>326,530</u>	<u>319,720</u>	<u>315,190</u>	<u>306,120</u>	<u>299,310</u>	<u>292,510</u>
21～25人	<u>313,810</u>	<u>305,340</u>	<u>303,220</u>	<u>296,860</u>	<u>292,630</u>	<u>284,160</u>	<u>277,800</u>	<u>271,450</u>
26～30	<u>289,750</u>	<u>281,880</u>	<u>279,910</u>	<u>274,000</u>	<u>270,070</u>	<u>262,190</u>	<u>256,290</u>	<u>250,390</u>
31～35	<u>268,570</u>	<u>261,260</u>	<u>259,430</u>	<u>253,950</u>	<u>250,290</u>	<u>242,980</u>	<u>237,500</u>	<u>232,010</u>
36～40	<u>247,400</u>	<u>240,640</u>	<u>238,960</u>	<u>233,900</u>	<u>230,520</u>	<u>223,780</u>	<u>218,710</u>	<u>213,650</u>

改正後

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	343,510	334,350	332,060	325,190	320,610	311,450	304,580	297,710
21～25人	318,550	310,000	307,870	301,460	297,180	288,640	282,220	275,810
26～30	293,590	285,660	283,670	277,720	273,750	265,820	259,870	253,920
31～35	273,710	266,300	264,450	258,880	255,170	247,760	242,200	236,640
36～40	253,840	246,950	245,220	240,050	236,600	229,710	224,540	219,360
41～45	248,430	241,620	239,920	234,810	231,400	224,590	219,480	214,370
46～50	221,480	215,400	213,880	209,320	206,280	200,200	195,640	191,080
51～55	215,500	209,570	208,090	203,650	200,690	194,770	190,330	185,890
56～60	209,510	203,750	202,310	197,980	195,100	189,340	185,020	180,700
61～65	205,250	199,600	198,190	193,950	191,130	185,480	181,250	177,010
66～70	201,000	195,460	194,080	189,920	187,160	181,620	177,470	173,320
71～75	196,030	190,630	189,280	185,230	182,530	177,130	173,080	169,030
76～80	191,060	185,790	184,480	180,530	177,890	172,630	168,680	164,730
81～85	189,230	184,010	182,700	178,780	176,170	170,960	167,040	163,130
86～90	187,390	182,220	180,930	177,050	174,460	169,280	165,400	161,520
91～95	183,310	178,250	176,990	173,200	170,670	165,620	161,830	158,030
96～100	179,220	174,290	173,050	169,350	166,890	161,950	158,250	154,550
101～105	178,010	173,110	171,880	168,200	165,750	160,840	157,160	153,480
106～110	176,810	171,930	170,710	167,050	164,610	159,740	156,080	152,420
111～115	174,840	170,010	168,810	165,180	162,770	157,950	154,330	150,710
116～120	172,870	168,090	166,900	163,320	160,930	156,160	152,570	149,000
121～125	171,790	167,040	165,850	162,290	159,920	155,170	151,610	148,050
126～130	170,710	165,990	164,810	161,270	158,910	154,180	150,640	147,100
131～135	170,100	165,390	164,220	160,690	158,330	153,620	150,080	146,550
136～140	169,500	164,800	163,630	160,110	157,750	153,060	149,540	146,010
141～145	168,470	163,790	162,630	159,120	156,790	152,110	148,610	145,100
146～150	167,440	162,790	161,630	158,140	155,820	151,170	147,680	144,200
151人以上	166,320	161,710	160,550	157,080	154,780	150,160	146,700	143,230

現行

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	343,090	333,940	331,650	324,790	320,220	311,070	304,210	297,350
21～25人	318,160	309,620	307,490	301,090	296,820	288,280	281,880	275,480
26～30	293,230	285,310	283,330	277,380	273,420	265,500	259,550	253,610
31～35	273,380	265,970	264,120	258,560	254,870	247,460	241,910	236,360
36～40	253,530	246,640	244,920	239,760	236,320	229,430	224,260	219,100
41～45	248,120	241,320	239,620	234,520	231,120	224,310	219,210	214,110
46～50	221,210	215,140	213,620	209,060	206,030	199,960	195,400	190,850
51～55	215,230	209,310	207,840	203,400	200,440	194,530	190,100	185,660
56～60	209,250	203,490	202,050	197,740	194,860	189,110	184,800	180,480
61～65	205,000	199,360	197,950	193,720	190,900	185,260	181,030	176,790
66～70	200,750	195,220	193,840	189,700	186,930	181,400	177,260	173,110
71～75	195,790	190,400	189,050	185,000	182,310	176,910	172,860	168,820
76～80	190,830	185,570	184,250	180,300	177,680	172,420	168,480	164,530
81～85	189,000	183,780	182,480	178,570	175,960	170,750	166,840	162,930
86～90	187,170	182,000	180,710	176,830	174,240	169,080	165,200	161,330
91～95	183,090	178,030	176,770	172,990	170,470	165,420	161,630	157,840
96～100	179,000	174,080	172,840	169,150	166,680	161,760	158,060	154,360
101～105	177,800	172,900	171,670	168,000	165,550	160,650	156,980	153,300
106～110	176,590	171,720	170,500	166,850	164,410	159,540	155,890	152,240
111～115	174,620	169,800	168,600	164,980	162,580	157,760	154,140	150,530
116～120	172,660	167,890	166,700	163,120	160,730	155,970	152,390	148,820
121～125	171,580	166,840	165,650	162,090	159,730	154,980	151,420	147,870
126～130	170,500	165,790	164,610	161,070	158,710	154,000	150,460	146,920
131～135	169,890	165,190	164,020	160,490	158,140	153,430	149,900	146,380
136～140	169,290	164,600	163,430	159,910	157,560	152,870	149,360	145,830
141～145	168,260	163,590	162,430	158,930	156,600	151,930	148,430	144,930
146～150	167,230	162,590	161,430	157,950	155,630	150,990	147,510	144,030
151人以上	166,110	161,510	160,350	156,890	154,590	149,980	146,520	143,060

改正後

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>364,040</u>	<u>354,220</u>	<u>351,770</u>	<u>344,400</u>	<u>339,500</u>	<u>329,680</u>	<u>322,320</u>	<u>314,960</u>
21～25人	<u>335,660</u>	<u>326,560</u>	<u>324,290</u>	<u>317,470</u>	<u>312,920</u>	<u>303,830</u>	<u>297,010</u>	<u>290,190</u>
26～30	<u>307,270</u>	<u>298,900</u>	<u>296,810</u>	<u>290,530</u>	<u>286,350</u>	<u>277,980</u>	<u>271,700</u>	<u>265,420</u>
31～35	<u>285,920</u>	<u>278,110</u>	<u>276,160</u>	<u>270,300</u>	<u>266,400</u>	<u>258,600</u>	<u>252,740</u>	<u>246,900</u>
36～40	<u>264,560</u>	<u>257,320</u>	<u>255,510</u>	<u>250,090</u>	<u>246,460</u>	<u>239,230</u>	<u>233,800</u>	<u>228,370</u>

現行

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	<u>363,580</u>	<u>353,780</u>	<u>351,330</u>	<u>343,980</u>	<u>339,080</u>	<u>329,280</u>	<u>321,920</u>	<u>314,570</u>
21～25人	<u>335,240</u>	<u>326,160</u>	<u>323,890</u>	<u>317,080</u>	<u>312,540</u>	<u>303,460</u>	<u>296,650</u>	<u>289,840</u>
26～30	<u>306,890</u>	<u>298,530</u>	<u>296,440</u>	<u>290,170</u>	<u>285,990</u>	<u>277,630</u>	<u>271,360</u>	<u>265,090</u>
31～35	<u>285,560</u>	<u>277,770</u>	<u>275,810</u>	<u>269,980</u>	<u>266,070</u>	<u>258,280</u>	<u>252,440</u>	<u>246,590</u>
36～40	<u>264,230</u>	<u>257,000</u>	<u>255,200</u>	<u>249,780</u>	<u>246,160</u>	<u>238,940</u>	<u>233,520</u>	<u>228,090</u>

改正後

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	301,310	293,720	291,820	286,130	282,330	274,740	269,040	263,350
31～35人	285,010	277,780	275,970	270,540	266,920	259,680	254,250	248,830
36～40	268,720	261,840	260,120	254,960	251,510	244,630	239,470	234,310
41～45	266,970	260,010	258,270	253,050	249,570	242,610	237,390	232,170
46～50	254,500	247,800	246,130	241,110	237,770	231,080	226,060	221,040
51～55	247,550	241,020	239,390	234,500	231,230	224,700	219,800	214,910
56～60	240,610	234,250	232,650	227,880	224,700	218,330	213,550	208,780
61～65	234,830	228,600	227,040	222,370	219,250	213,020	208,340	203,660
66～70	229,060	222,960	221,430	216,860	213,800	207,700	203,120	198,540
71～75	223,810	217,820	216,330	211,840	208,850	202,860	198,370	193,890
76～80	218,550	212,690	211,220	206,820	203,890	198,020	193,620	189,230
81～85	215,740	209,930	208,470	204,110	201,210	195,390	191,030	186,670
86～90	212,930	207,170	205,730	201,410	198,520	192,760	188,440	184,110
91～95	208,740	203,070	201,640	197,380	194,550	188,870	184,610	180,350
96～100	204,550	198,960	197,560	193,370	190,570	184,980	180,790	176,590
101～105	203,830	198,260	196,860	192,680	189,900	184,320	180,140	175,960
106～110	203,110	197,550	196,170	192,000	189,220	183,660	179,500	175,330
111～115	200,420	194,930	193,560	189,440	186,710	181,220	177,100	172,980
116～120	197,730	192,310	190,960	186,890	184,180	178,760	174,700	170,640
121～125	197,350	191,940	190,580	186,520	183,810	178,400	174,330	170,270
126～130	196,980	191,560	190,210	186,150	183,440	178,030	173,970	169,910
131～135	195,540	190,160	188,810	184,780	182,090	176,710	172,670	168,640
136～140	194,100	188,760	187,420	183,410	180,740	175,390	171,380	167,370
141～145	193,600	188,260	186,920	182,910	180,240	174,890	170,880	166,880
146～150	193,100	187,760	186,420	182,420	179,750	174,400	170,390	166,390
151人以上	191,300	186,010	184,680	180,720	178,070	172,770	168,810	164,830

現行

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	300,980	293,400	291,500	285,820	282,020	274,440	268,760	263,070
31～35人	284,700	277,480	275,660	270,240	266,630	259,410	253,980	248,560
36～40	268,430	261,560	259,840	254,680	251,240	244,370	239,210	234,050
41～45	266,670	259,720	257,980	252,770	249,300	242,350	237,140	231,920
46～50	254,210	247,530	245,860	240,850	237,510	230,820	225,810	220,800
51～55	247,270	240,760	239,130	234,240	230,970	224,460	219,570	214,680
56～60	240,340	233,980	232,400	227,630	224,450	218,090	213,320	208,550
61～65	234,580	228,350	226,790	222,120	219,010	212,780	208,110	203,440
66～70	228,810	222,710	221,190	216,620	213,570	207,470	202,900	198,330
71～75	223,560	217,580	216,090	211,600	208,620	202,640	198,160	193,670
76～80	218,310	212,450	210,980	206,590	203,660	197,800	193,420	189,020
81～85	215,500	209,700	208,240	203,890	200,990	195,180	190,830	186,470
86～90	212,690	206,940	205,500	201,180	198,300	192,550	188,230	183,920
91～95	208,510	202,840	201,420	197,160	194,330	188,660	184,410	180,160
96～100	204,330	198,740	197,340	193,150	190,360	184,780	180,590	176,400
101～105	203,600	198,040	196,640	192,470	189,680	184,120	179,940	175,770
106～110	202,890	197,330	195,950	191,790	189,010	183,460	179,300	175,140
111～115	200,190	194,710	193,340	189,230	186,500	181,020	176,900	172,790
116～120	197,510	192,090	190,740	186,690	183,970	178,570	174,500	170,450
121～125	197,130	191,720	190,370	186,310	183,610	178,200	174,140	170,080
126～130	196,760	191,350	189,990	185,940	183,240	177,830	173,780	169,720
131～135	195,320	189,940	188,600	184,570	181,890	176,510	172,480	168,450
136～140	193,880	188,550	187,210	183,210	180,540	175,200	171,190	167,190
141～145	193,380	188,040	186,710	182,700	180,030	174,700	170,690	166,690
146～150	192,880	187,550	186,210	182,210	179,540	174,210	170,200	166,200
151人以上	191,090	185,800	184,480	180,510	177,870	172,580	168,620	164,650

改正後

イ 3.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>320,090</u>	<u>311,960</u>	<u>309,920</u>	<u>303,820</u>	<u>299,750</u>	<u>291,620</u>	<u>285,520</u>	<u>279,410</u>
31～35人	<u>301,790</u>	<u>294,070</u>	<u>292,140</u>	<u>286,350</u>	<u>282,480</u>	<u>274,760</u>	<u>268,960</u>	<u>263,170</u>
36～40	<u>283,490</u>	<u>276,180</u>	<u>274,350</u>	<u>268,870</u>	<u>265,220</u>	<u>257,900</u>	<u>252,420</u>	<u>246,940</u>
41～45	<u>280,070</u>	<u>272,730</u>	<u>270,900</u>	<u>265,390</u>	<u>261,730</u>	<u>254,390</u>	<u>248,880</u>	<u>243,380</u>
46～50	<u>265,930</u>	<u>258,910</u>	<u>257,150</u>	<u>251,880</u>	<u>248,370</u>	<u>241,350</u>	<u>236,080</u>	<u>230,810</u>
51～55	<u>261,010</u>	<u>254,100</u>	<u>252,370</u>	<u>247,180</u>	<u>243,720</u>	<u>236,800</u>	<u>231,610</u>	<u>226,420</u>
56～60	<u>256,100</u>	<u>249,280</u>	<u>247,580</u>	<u>242,470</u>	<u>239,060</u>	<u>232,250</u>	<u>227,140</u>	<u>222,030</u>
61～65	<u>250,630</u>	<u>243,940</u>	<u>242,260</u>	<u>237,240</u>	<u>233,890</u>	<u>227,200</u>	<u>222,190</u>	<u>217,160</u>
66～70	<u>245,160</u>	<u>238,590</u>	<u>236,940</u>	<u>232,020</u>	<u>228,730</u>	<u>222,160</u>	<u>217,230</u>	<u>212,300</u>
71～75	<u>241,510</u>	<u>235,010</u>	<u>233,390</u>	<u>228,510</u>	<u>225,270</u>	<u>218,770</u>	<u>213,890</u>	<u>209,020</u>
76～80	<u>237,860</u>	<u>231,440</u>	<u>229,830</u>	<u>225,020</u>	<u>221,800</u>	<u>215,370</u>	<u>210,550</u>	<u>205,740</u>
81～85	<u>235,400</u>	<u>229,020</u>	<u>227,410</u>	<u>222,630</u>	<u>219,440</u>	<u>213,050</u>	<u>208,260</u>	<u>203,480</u>
86～90	<u>232,930</u>	<u>226,590</u>	<u>225,000</u>	<u>220,250</u>	<u>217,070</u>	<u>210,730</u>	<u>205,970</u>	<u>201,210</u>
91～95	<u>230,140</u>	<u>223,840</u>	<u>222,260</u>	<u>217,540</u>	<u>214,390</u>	<u>208,100</u>	<u>203,370</u>	<u>198,640</u>
96～100	<u>227,340</u>	<u>221,090</u>	<u>219,530</u>	<u>214,840</u>	<u>211,710</u>	<u>205,460</u>	<u>200,770</u>	<u>196,080</u>
101～105	<u>225,150</u>	<u>218,960</u>	<u>217,410</u>	<u>212,770</u>	<u>209,670</u>	<u>203,480</u>	<u>198,830</u>	<u>194,190</u>
106～110	<u>222,960</u>	<u>216,830</u>	<u>215,300</u>	<u>210,700</u>	<u>207,630</u>	<u>201,500</u>	<u>196,900</u>	<u>192,300</u>
111～115	<u>220,600</u>	<u>214,520</u>	<u>213,000</u>	<u>208,450</u>	<u>205,410</u>	<u>199,340</u>	<u>194,790</u>	<u>190,230</u>
116～120	<u>218,230</u>	<u>212,220</u>	<u>210,710</u>	<u>206,200</u>	<u>203,190</u>	<u>197,180</u>	<u>192,670</u>	<u>188,160</u>
121～125	<u>217,350</u>	<u>211,350</u>	<u>209,860</u>	<u>205,360</u>	<u>202,360</u>	<u>196,360</u>	<u>191,870</u>	<u>187,370</u>
126～130	<u>216,480</u>	<u>210,500</u>	<u>209,000</u>	<u>204,510</u>	<u>201,520</u>	<u>195,550</u>	<u>191,060</u>	<u>186,580</u>
131～135	<u>215,250</u>	<u>209,300</u>	<u>207,810</u>	<u>203,340</u>	<u>200,370</u>	<u>194,420</u>	<u>189,950</u>	<u>185,480</u>
136～140	<u>214,020</u>	<u>208,090</u>	<u>206,610</u>	<u>202,170</u>	<u>199,210</u>	<u>193,280</u>	<u>188,840</u>	<u>184,400</u>
141～145	<u>213,030</u>	<u>207,120</u>	<u>205,650</u>	<u>201,210</u>	<u>198,260</u>	<u>192,350</u>	<u>187,920</u>	<u>183,490</u>
146～150	<u>212,050</u>	<u>206,160</u>	<u>204,680</u>	<u>200,270</u>	<u>197,320</u>	<u>191,430</u>	<u>187,010</u>	<u>182,590</u>
151人以上	<u>210,690</u>	<u>204,840</u>	<u>203,370</u>	<u>198,980</u>	<u>196,050</u>	<u>190,190</u>	<u>185,800</u>	<u>181,410</u>

現行

イ 3.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>319,740</u>	<u>311,620</u>	<u>309,590</u>	<u>303,490</u>	<u>299,430</u>	<u>291,300</u>	<u>285,210</u>	<u>279,120</u>
31～35人	<u>301,460</u>	<u>293,740</u>	<u>291,820</u>	<u>286,030</u>	<u>282,180</u>	<u>274,460</u>	<u>268,680</u>	<u>262,890</u>
36～40	<u>283,180</u>	<u>275,880</u>	<u>274,050</u>	<u>268,580</u>	<u>264,920</u>	<u>257,630</u>	<u>252,150</u>	<u>246,670</u>
41～45	<u>279,760</u>	<u>272,430</u>	<u>270,600</u>	<u>265,100</u>	<u>261,440</u>	<u>254,110</u>	<u>248,610</u>	<u>243,110</u>
46～50	<u>265,640</u>	<u>258,620</u>	<u>256,870</u>	<u>251,610</u>	<u>248,100</u>	<u>241,090</u>	<u>235,830</u>	<u>230,560</u>
51～55	<u>260,720</u>	<u>253,810</u>	<u>252,090</u>	<u>246,900</u>	<u>243,450</u>	<u>236,540</u>	<u>231,360</u>	<u>226,170</u>
56～60	<u>255,820</u>	<u>249,010</u>	<u>247,310</u>	<u>242,200</u>	<u>238,800</u>	<u>231,990</u>	<u>226,890</u>	<u>221,780</u>
61～65	<u>250,350</u>	<u>243,670</u>	<u>241,990</u>	<u>236,980</u>	<u>233,640</u>	<u>226,960</u>	<u>221,940</u>	<u>216,920</u>
66～70	<u>244,890</u>	<u>238,320</u>	<u>236,680</u>	<u>231,760</u>	<u>228,480</u>	<u>221,910</u>	<u>216,990</u>	<u>212,070</u>
71～75	<u>241,240</u>	<u>234,750</u>	<u>233,130</u>	<u>228,260</u>	<u>225,020</u>	<u>218,530</u>	<u>213,660</u>	<u>208,790</u>
76～80	<u>237,600</u>	<u>231,180</u>	<u>229,580</u>	<u>224,760</u>	<u>221,550</u>	<u>215,140</u>	<u>210,330</u>	<u>205,510</u>
81～85	<u>235,130</u>	<u>228,760</u>	<u>227,170</u>	<u>222,380</u>	<u>219,190</u>	<u>212,820</u>	<u>208,040</u>	<u>203,250</u>
86～90	<u>232,670</u>	<u>226,340</u>	<u>224,750</u>	<u>220,000</u>	<u>216,830</u>	<u>210,500</u>	<u>205,750</u>	<u>200,990</u>
91～95	<u>229,880</u>	<u>223,590</u>	<u>222,020</u>	<u>217,300</u>	<u>214,150</u>	<u>207,860</u>	<u>203,140</u>	<u>198,430</u>
96～100	<u>227,090</u>	<u>220,840</u>	<u>219,280</u>	<u>214,600</u>	<u>211,470</u>	<u>205,230</u>	<u>200,540</u>	<u>195,860</u>
101～105	<u>224,900</u>	<u>218,710</u>	<u>217,170</u>	<u>212,530</u>	<u>209,440</u>	<u>203,250</u>	<u>198,610</u>	<u>193,970</u>
106～110	<u>222,710</u>	<u>216,590</u>	<u>215,060</u>	<u>210,460</u>	<u>207,400</u>	<u>201,280</u>	<u>196,680</u>	<u>192,090</u>
111～115	<u>220,340</u>	<u>214,280</u>	<u>212,760</u>	<u>208,220</u>	<u>205,180</u>	<u>199,120</u>	<u>194,570</u>	<u>190,030</u>
116～120	<u>217,980</u>	<u>211,970</u>	<u>210,470</u>	<u>205,970</u>	<u>202,970</u>	<u>196,960</u>	<u>192,460</u>	<u>187,950</u>
121～125	<u>217,110</u>	<u>211,120</u>	<u>209,620</u>	<u>205,130</u>	<u>202,140</u>	<u>196,150</u>	<u>191,650</u>	<u>187,160</u>
126～130	<u>216,230</u>	<u>210,260</u>	<u>208,760</u>	<u>204,290</u>	<u>201,300</u>	<u>195,330</u>	<u>190,850</u>	<u>186,370</u>
131～135	<u>215,000</u>	<u>209,060</u>	<u>207,570</u>	<u>203,120</u>	<u>200,140</u>	<u>194,200</u>	<u>189,740</u>	<u>185,280</u>
136～140	<u>213,770</u>	<u>207,860</u>	<u>206,380</u>	<u>201,940</u>	<u>198,980</u>	<u>193,070</u>	<u>188,630</u>	<u>184,190</u>
141～145	<u>212,790</u>	<u>206,890</u>	<u>205,420</u>	<u>200,990</u>	<u>198,040</u>	<u>192,130</u>	<u>187,710</u>	<u>183,290</u>
146～150	<u>211,810</u>	<u>205,920</u>	<u>204,450</u>	<u>200,040</u>	<u>197,100</u>	<u>191,210</u>	<u>186,800</u>	<u>182,390</u>
151人以上	<u>210,450</u>	<u>204,600</u>	<u>203,150</u>	<u>198,750</u>	<u>195,830</u>	<u>189,980</u>	<u>185,600</u>	<u>181,200</u>